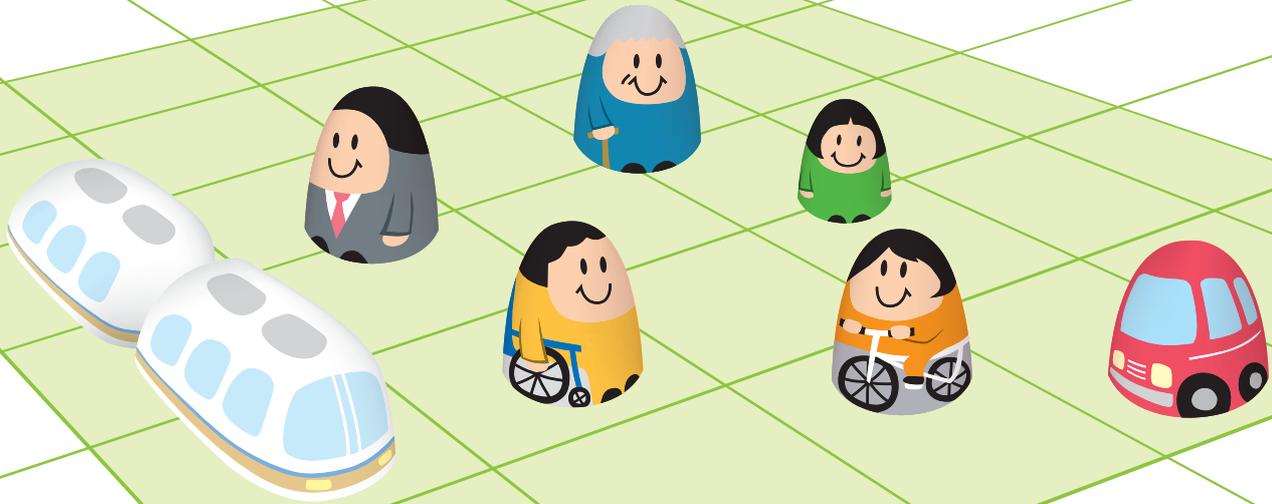


亀岡市 バリアフリー 基本構想

●千代川駅周辺地区●



平成25年3月
亀岡市

はじめに



亀岡市においては、「第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～」で、鉄道駅を中心とした都市核の形成を重点施策とし、JR千代川駅を市北部都市核の拠点として位置付け、快適な生活を支えるまちづくりに取り組んでまいりました。

平成23年3月に「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改定され、JR千代川駅もバリアフリー化整備の対象となったことから、JR千代川駅周辺を重点整備地区とした「亀岡市バリアフリー基本構想（千代川駅周辺地区）」を策定いたしました。

この基本構想をまちづくりの指針とし、東側駅前広場をはじめ、鉄道施設や道路等の一体的・連続的なバリアフリー整備を進めるとともに、市民の皆さん一人ひとりがバリアフリーへの理解を深める「心のバリアフリー」を推進し、だれもが安全にかつ安心して移動・施設利用ができるまちづくりの実現を目指してまいります。

後になりましたが、この基本構想策定にあたりご尽力を賜りました「亀岡市バリアフリー基本構想策定検討協議会」の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見や調査にご協力をいただきました関係団体、市民の皆さまに厚く御礼申し上げますとともに、今後のバリアフリー事業の推進にあたりましても、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成25年3月

亀岡市長 栗山 正隆

目 次

第1章 策定にあたって	1
(1) 構想の基本的事項	
第2章 バリアフリー整備の現状と課題	2
1. 統計等からみた亀岡市の概況	2
(1) 亀岡市の人口	
(2) 障害福祉に係る手帳保持者数	
(3) 道路の状況	
(4) 交通の現状	
(5) 各種調査結果	
2. JR千代川駅周辺のバリアフリー整備課題	13
第3章 基本理念と基本方針	15
(1) 基本理念	
(2) 基本方針	
第4章 バリアフリーの整備方針	16
1. 重点整備地区及び生活関連経路の設定	16
(1) 重点整備地区の設定	
(2) 生活関連施設・生活関連経路の設定	
(3) 目標年次	
2. 整備方針	19
(1) 鉄道駅施設	
(2) 車両	
(3) 駅前広場・バス停留所	
(4) 道路	
(5) 交差点・交通安全施設	
(6) 自転車駐車場トイレ	
(7) 知識普及と意識啓発（心のバリアフリー）	
3. 旅客施設・道路などの整備等の概要	25
(1) JR千代川駅・駅前広場	
(2) 都市計画道路千代川駅前線	
(3) 国道9号	
(4) 府道宮前千歳線	
(5) 市道	
(6) その他	
4. 基本構想を踏まえた事業の推進	28



(1) 構想の基本的事項

① 国の動き

ノーマライゼーションやバリアフリーの考え方が一定普及する中、わが国では、高齢の人や障害のある人ない人など、誰もが安心して快適に日常生活や社会生活を営むことができる国づくりを進めてきています。その一方で、依然として老年人口比率が増大を続ける今日、そのさらなる推進は喫緊の課題ともなっています。

この間、国では「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築に関する法律（ハートビル法、平成6年）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法、平成12年）」を統合・拡充した「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー新法）」を平成18年12月に施行しました。

バリアフリー新法には、「個々の施設等のバリアフリー化」「面的・一体的なバリアフリー化」に加えて、「様々な段階での住民・当事者の参加」「スパイラルアップ（継続的・段階的な改善）」「心のバリアフリーの促進」が新たに盛り込まれたところです。

② 策定の趣旨

亀岡市では、平成16年3月に「亀岡市交通バリアフリー基本構想（亀岡駅周辺地区）」を策定し、JR亀岡駅を中心とした周辺地区（約180ha）のバリアフリー整備に取り組んできました。今般、JR千代川駅周辺地区を新たな重点地区としてバリアフリー基本構想を策定することで、この地域のさらなるバリアフリー化を図るものです。

なお、「第4次亀岡市総合計画（平成23年1月策定）」においては、鉄道駅を中心とした都市核の形成を重点施策とし、JR千代川駅を北部都市核の拠点として位置づけています。併せて、「子どもから高齢者まで誰もが安心して快適に利用できる公共交通の充実や、JR各駅周辺の都市機能の充実による快適性の向上とにぎわいの創出」を掲げて、JR千代川駅東側駅前広場整備の検討などの取り組みを進めてきています。

③ 構想の位置づけ

（法的位置づけ）

この構想は、バリアフリー新法に規定された基本構想として、JR千代川駅周辺地区を重点整備地区に設定し策定するものです。

（上位関連計画）

- ・第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～（平成23年1月策定）
- ・亀岡市都市計画マスタープラン（平成24年11月策定）
- ・亀岡市交通バリアフリー基本構想（亀岡駅周辺地区）（平成16年3月策定）
- ・新亀岡市障害者基本計画（平成17年3月策定）
- ・亀岡市いきいき長寿プラン（平成24年3月策定）



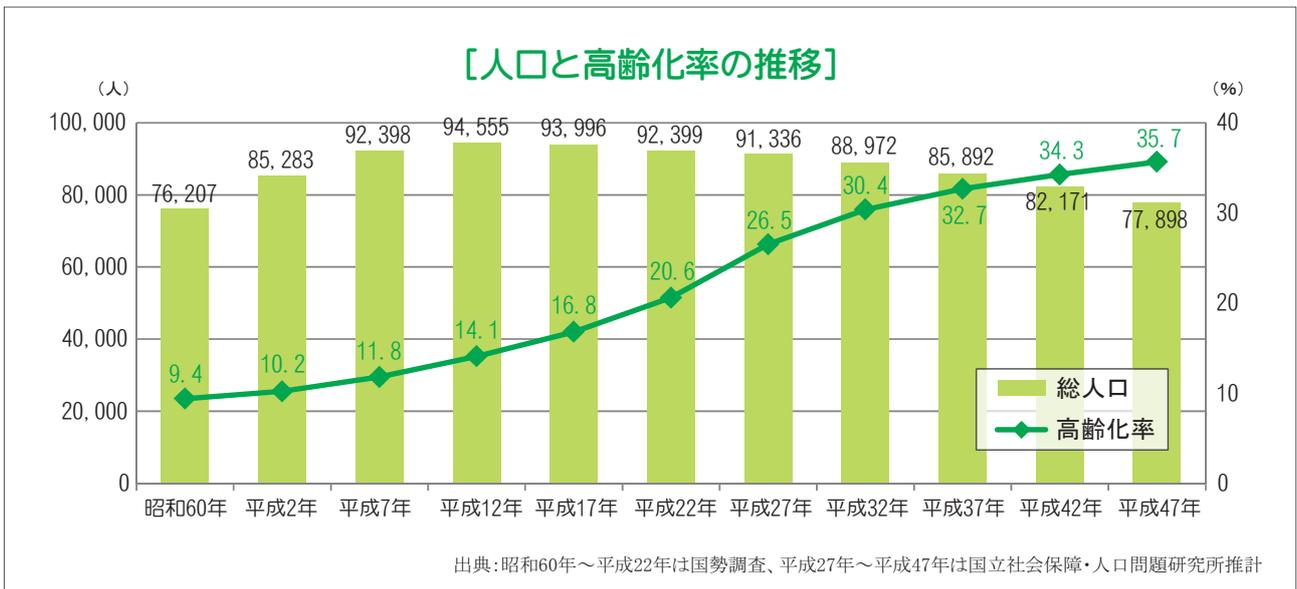
第2章

バリアフリー整備の現状と課題

1. 統計等からみた亀岡市の概況

(1) 亀岡市の人口

人口は平成12年の約9.4万人をピークに減少し、平成22年は約9.2万人となっています。全国と比べると高齢化率は低くなっていますが、将来的には平成27年より後は全国を上回る高齢化の進行が予測され、国立社会保障・人口問題研究所では平成47年の高齢化率は35.7%になると推計しています。



■人口の推移

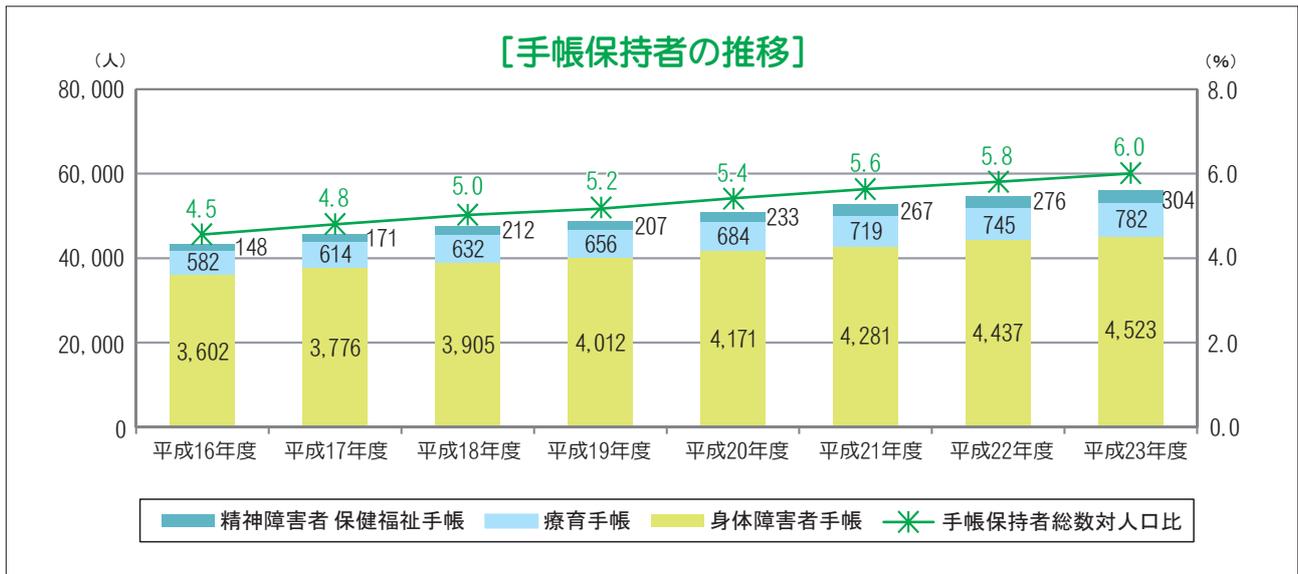
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
高齢者人口 (65歳以上)	7,184	8,717	10,941	13,345	15,824	19,080	24,220	27,018	28,060	28,154	27,789
総人口	76,207	85,283	92,398	94,555	93,996	92,399	91,336	88,972	85,892	82,171	77,898
高齢化率(%)	9.4	10.2	11.8	14.1	16.8	20.6	26.5	30.4	32.7	34.3	35.7
全国の高齢化率	10.3	12.1	14.6	17.4	20.2	23.0	26.8	29.1	30.3	31.6	33.4

出典：昭和60年～平成22年は国勢調査、平成27年～平成47年国立社会保障・人口問題研究所推計

(2) 障害福祉に係る手帳保持者数

手帳所持者数は、年々増加しており、平成16年度の4,332人が平成23年度では5,609人となっています。また、人口に対する割合は、平成16年度の4.5%が年々上昇し、平成23年度では6.0%となっています。

身体障害の種別は「肢体不自由」が最も多く51.4%、次いで「内部障害」が32.0%などとなっています。



■亀岡市の人口・手帳所持者数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人口	95,368	95,064	94,844	94,611	94,242	93,790	93,393	93,140
身体障害者手帳	3,602	3,776	3,905	4,012	4,171	4,281	4,437	4,523
構成比(%)	3.78	3.97	4.12	4.24	4.43	4.56	4.75	4.85
療育手帳	582	614	632	656	684	719	745	782
構成比(%)	0.61	0.65	0.67	0.69	0.73	0.77	0.80	0.83
精神障害者保健福祉手帳	148	171	212	207	233	267	276	304
構成比(%)	0.16	0.18	0.22	0.22	0.25	0.28	0.30	0.32
手帳所持者数	4,332	4,561	4,749	4,875	5,088	5,267	5,458	5,609
対人口比	4.5	4.8	5.0	5.2	5.4	5.6	5.8	6.0

各年3月31日現在

■身体障害者手帳交付状況

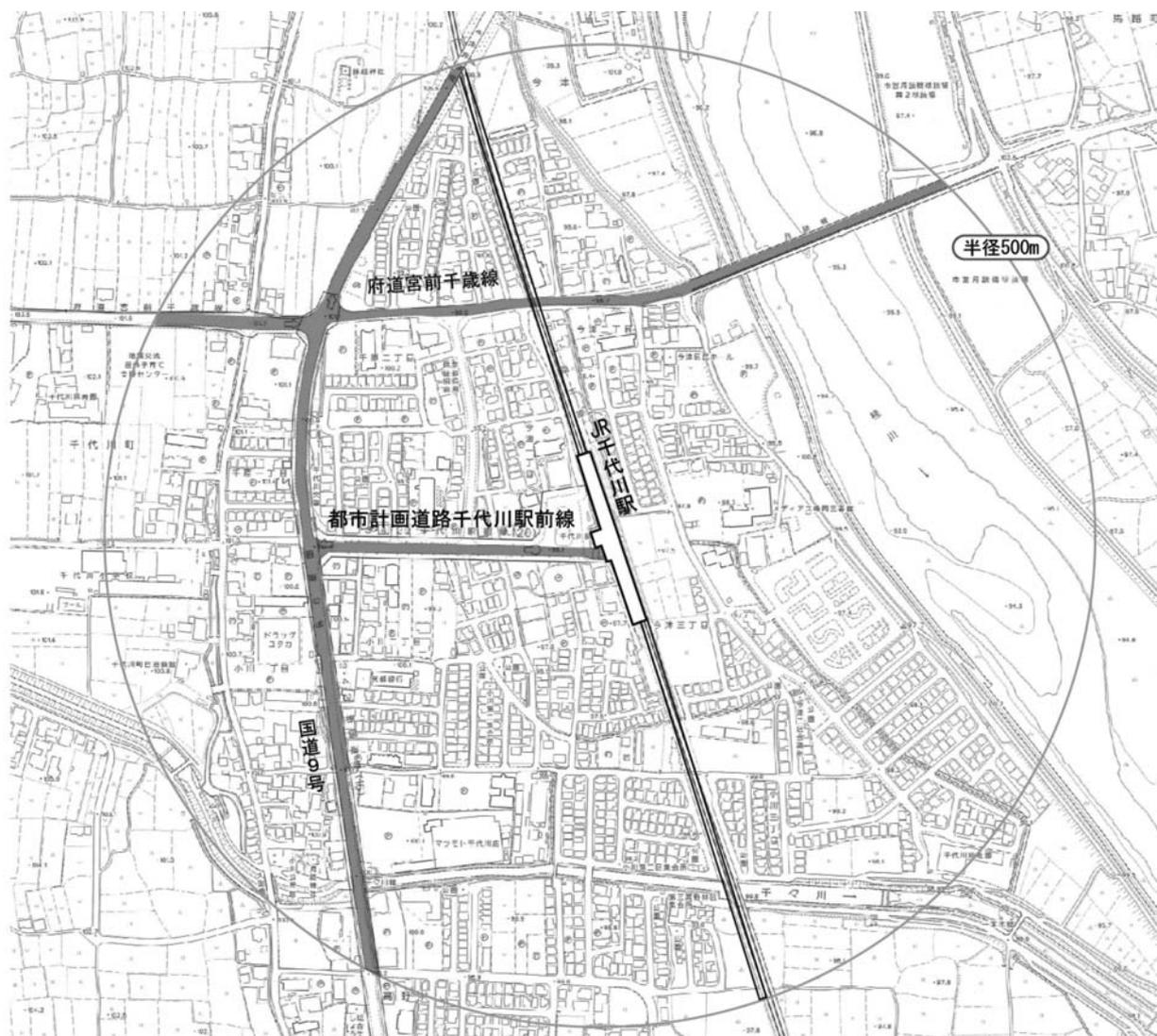
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
視覚障害	250(2)	256(2)	258(3)	258(4)	262(4)
構成比(%)	6.2%	6.1%	6.0%	5.8%	5.8%
聴覚平衡機能	360(12)	367(13)	373(12)	378(11)	384(8)
構成比(%)	9.0%	8.8%	8.7%	8.5%	8.5%
音声言語機能	47(0)	49(0)	46(2)	45(1)	46(1)
構成比(%)	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.0%
肢体不自由	2,044(30)	2,142(33)	2,204(31)	2,300(24)	2,326(24)
構成比(%)	50.9%	6.1%	51.5%	51.8%	51.4%
運動機能	36(16)	35(5)	37(5)	39(6)	39(6)
構成比(%)	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%
内部障害	1,275(13)	1,322(14)	1,363(12)	1,417(13)	1,466(13)
構成比(%)	31.8%	31.7%	31.8%	31.9%	32.4%
合計(人)	4,012(64)	4,171(67)	4,281(65)	4,437(59)	4,523(56)

※ () は18歳未満児再掲

各年3月31日現在

(3) 道路の状況

JR千代川駅周辺の道路は、南北に国道9号、東西に府道宮前千歳線が通っており、整備済みの都市計画道路千代川駅前線と西側駅前広場には幅員2m以上の歩道が確保されています。その他、市道の一部に歩道が敷設されています。



(4) 交通の現状

① JR千代川駅の乗降客数

平成22年のJR千代川駅の乗降客数は、1日平均で見ると、定期利用者が3,123人、定期外利用者が1,024人であり、1日あたりの乗降客数は4,147人となっています。

移動等円滑化の促進に関する基本方針の改定により、これまで5,000人/日以上の利用がある駅を対象としていたバリアフリー化の義務づけが3,000人/日以上の利用がある駅も対象とすることとなったことから、JR千代川駅も整備対象と位置づけられたところです。

■ JR千代川駅の乗降客数

	年間乗客数（千人）	1日平均乗降客数（人）
定期利用者	570	3,123
定期外利用者	187	1,024
合計	757	4,147

※(1日平均乗降客数) = (年間乗客数) ÷ 365 × 2 出典：平成23年版亀岡市統計書

② バス路線

路線バスは京阪京都交通バスが鉄道駅と主要施設を中心に2路線、また、亀岡市ふるさとバスが3路線運行しています。

1. 千代川駅前接続バス路線運行状況

(単位：人)

路線名	経路	乗車人数		一日平均		
		H22年度	H23年度	H22年度	H23年度	
バス ネット	川東線1 (F11)	亀岡駅前～国分・馬路～千代川駅前	42,255	40,264	115.8	110.0
	畑野千代川線1 (F41)	広野～神前～千代川駅前	13,824	14,678	37.9	40.1
	畑野千代川線2 (F43)	広野～大内～千代川駅前	17,569	17,332	48.1	47.4
京 都 交 通 バ ス	国道線(3)	園部駅西口～八木駅前～亀岡駅前	1,659	1,456	4.5	4.0
	国道線(5)	千代川駅前～並河～亀岡駅前	7,039	7,624	19.3	20.8
合計			82,346	81,354	225.6	222.3

2. 千代川駅前バス乗降者数

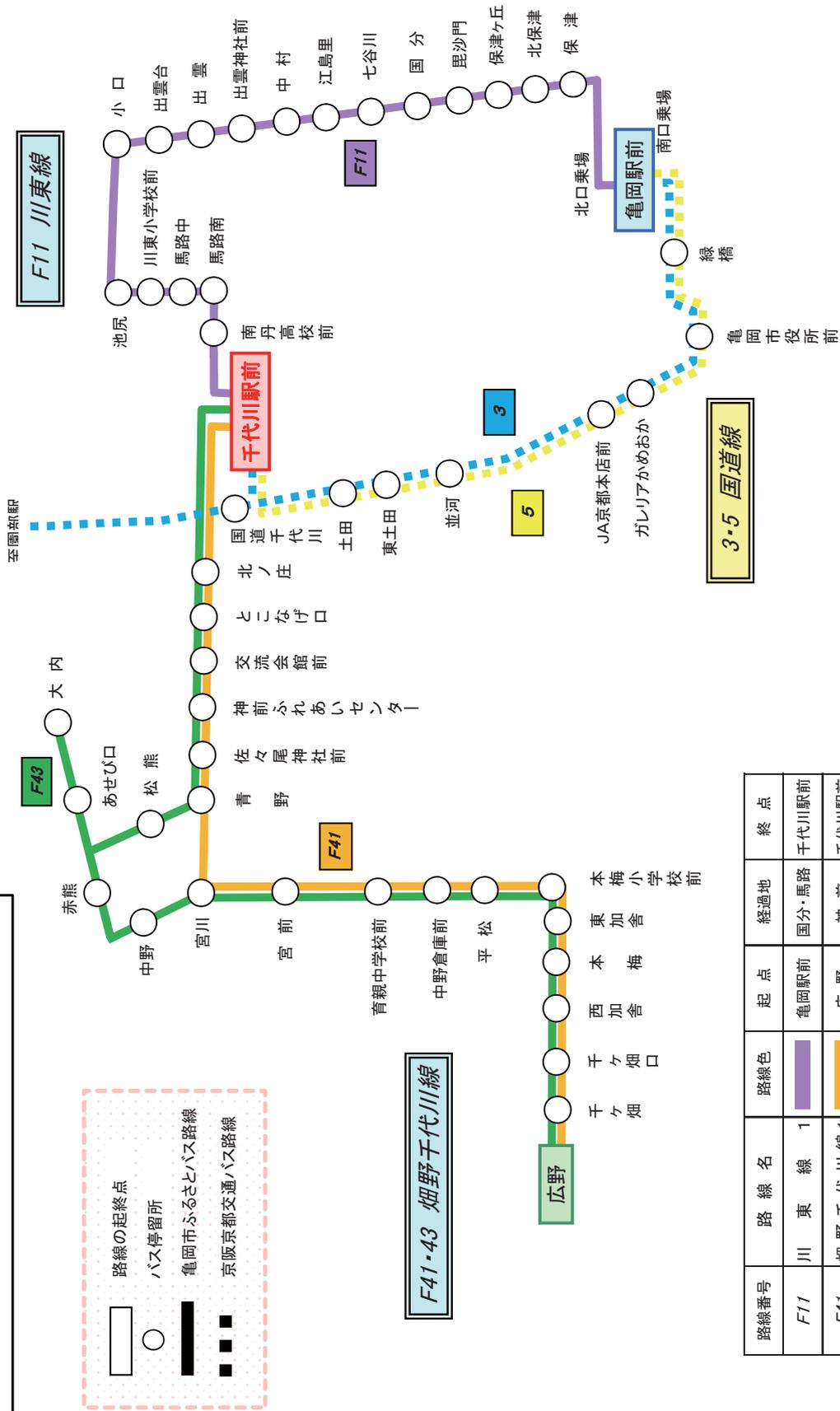
(単位：人)

路線名	乗降者数		一日平均		
	H22年度	H23年度	H22年度	H23年度	
バス ネット	川東線1 (F11)	8,229	7,405	22.5	20.2
	畑野千代川線1 (F41)	13,101	13,310	35.9	36.4
	畑野千代川線2 (F43)	16,811	16,192	46.1	44.2
合計		38,141	36,907	104.5	100.8

出典：亀岡市調べ

【バス路線図】

JR千代川駅接続バス運行経路



路線の起終点
 〇 バス停留所
 亀岡市ふるさとバス路線
 京阪京都交通バス路線

路線番号	路線名	路線色	起点	経過地	終点
F11	川東線	紫	亀岡駅前	国分・馬路	千代川駅前
F41	畑野千代川線1	オレンジ	広野	神前	千代川駅前
F43	畑野千代川線2	緑	広野	大内	千代川駅前
3	国道線	青	園部駅西口	八木駅前	亀岡駅前
5	国道線	黄	千代川駅前	並河	亀岡駅前

(5) 各種調査結果

本構想策定にあたり、アンケート調査とタウンウォッチングを実施しました。

① 調査概要

	アンケート調査	タウンウォッチング
対象者 ／ 参加者	<ul style="list-style-type: none"> J R千代川駅周辺地区に居住する500世帯 回収：258件（51.6%） 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者：21名 ※千代川町老人会/亀岡市肢体障害者協会/亀岡市視覚障害者協会/口丹聴覚障害者協会 亀岡支部/亀岡警察署/亀岡市障害児者を守る協議会/亀岡市バリアフリー基本構想(千代川駅周辺地区) 策定検討協議会委員
目的	<ul style="list-style-type: none"> J R千代川駅周辺の生活関連施設・関連経路等に関する利用の実態やバリアフリー化に向けての意見を把握するため。 	<ul style="list-style-type: none"> 重点整備地区における、バリアフリー化に向けた場所ごとの問題点を明らかにするため。
実施日	平成25年1月18日～31日	平成25年2月5日

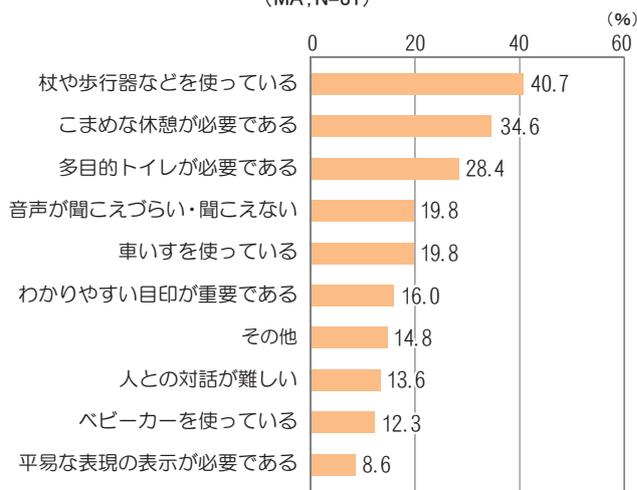
② 調査結果概要

■家族の概況

約3割の世帯で、
家族に日常生活での移動のしづらさがある。

[移動しづらさの具体的な内容]

(MA; N=81)



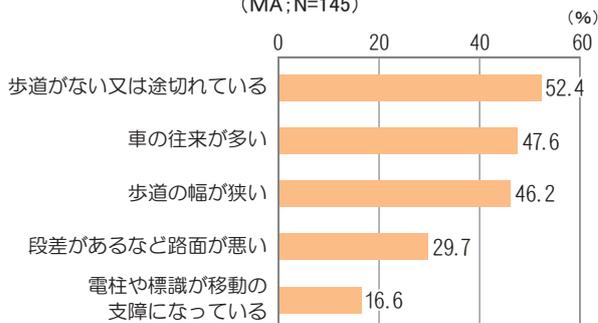
・移動のしづらさの多くが、加齢に伴うものであることが推察できます。

※上位10項目のみ抜粋

■道路を通る時に困ること

[道を通る時に困ること]

(MA; N=145)



※上位5項目のみ抜粋

・「歩道がない又は途切れている」「車の往来が多い」「歩道の幅が狭い」「段差があるなど路面が悪い」などの項目が多くなっています。
・タウンウォッチングにおいても、同様のことが点検時の気づきとしてあげられています。

※調査にあたり仮生活関連経路を設定し、それを記載した地図を確認しながら回答できるようにした。本調査でいう「道路」はこの仮生活関連経路を示しており、タウンウォッチングの調査経路にもなっている。

■調査の結果

1班

【国道9号】
・道路標識の支柱が歩道幅員を狭めている。



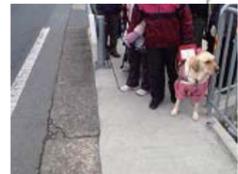
【国道千代川バス停】
・注意喚起の点状ブロックがバス停区間全体に敷設。
・ブロックには、老朽劣化あり。



【国道9号】
・マウンドアップ型歩道。
・車止めがなく、荷捌きのための車の歩道への乗り上げが常態化。



【国道9号横断歩道】
・点字ブロック、音声誘導がない。
・待機スペースが狭く、車いすで安全に歩行者用押ボタンが押せない。



【千原交差点】
・音声誘導がない。
・歩道すり付け部に段差、粗目グレーチングあり。



【府道宮前千歳線】
・歩道未整備区間あり。
・拡幅整備中。



【国道9号】
・整備時期と所管等の不整合のため、各所で障害物が歩道空間を損なっている。
・細目グレーチングとなっているが、ボルト部の蓋がない。
・車止めが通行障害に。
・銀行への誘導がない。



【市道】
・フラット型歩道。
・舗装劣化が、つまずきや車いす等の振動要因に。
・道路照明支柱が歩道幅員を狭めている。
・地下構造物による不等沈下のため、気づきにくい段差が生じている。
・ポケットパークのインターロッキング舗装に樹根による乱れなど多数。



【市道】
・庭木が歩行空間に侵出。視覚障害のある人が転倒する、目を突くなど危険。



【都市計画道路千代川駅前線】
・歩道際、民地側に、踏み外しやすい/車いす等の脱輪が危険な排水路あり。



【国道9号】
・整備時の施工不良。勾配とすり付け段差のわずかな厚みが相まって、車いすの通行を障害。
・整備後の沈下による、つまずきやすい段差。



2班

【府道宮前千歳線】
 ・ 視覚障害のある人などが安全に鉄道路切を通過できる誘導がない。



【市道】
 ・ 歩道が急勾配。車いす、ベビーカー等が通行しにくい。
 ・ 歩道未整備の危険箇所あり。



【国道9号地下道】
 ・ 車いす、ベビーカー等の通行は不能。
 ・ 手すり端部が階段途中から開始している。また、地下道全体で連続していない。
 ・ 北側階段は、勾配も急。地上部には点字ブロックがあるが、障壁方向への誘導となっている。また、歩道との接続に段差あり。



【千代川駅前自転車駐車場】
 ・ 多機能トイレが設置されている。
 ・ 点字ブロックによる誘導が歩道と接続していない。
 ・ 点字案内板があるが、その取り付け位置への誘導がない。
 ・ サインが紫外線劣化している。
 ・ 「健常者はご遠慮ください」の表示あり。



【JR千代川駅】
 ・ 駅舎西側入口が階段のみ。
 ・ 点字ブロックなど随所に可能な限りのバリアフリー化が工夫されているが、移動円滑化された経路の確保、多機能トイレの設置などに抜本的改善が必要。

【都市計画道路千代川駅前線】
 ・ 整備後の沈下による、インターロッキング舗装の乱れあり。
 ・ 通行障害ともなる車止め。反射テープが追加されている。一部に破損あり。素材が固く、衝突時に危険。

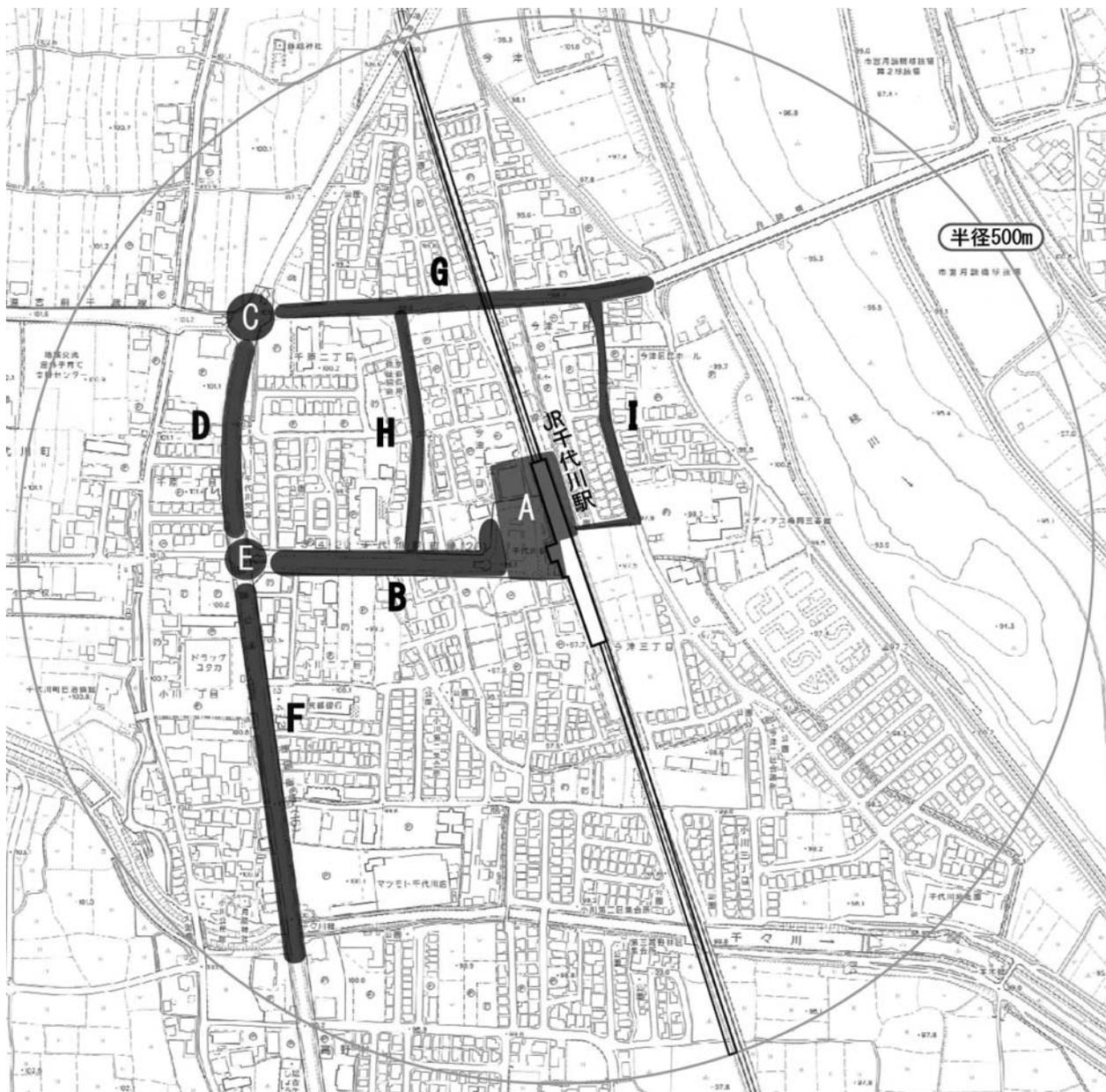


【都市計画道路千代川駅前線】
 ・ 配置が合理的ではない点字ブロックあり。
 ・ 建築工事の仮囲いが点字ブロックによる誘導を遮っており、衝突の危険あり。



2. JR千代川駅周辺のバリアフリー整備課題

JR千代川駅周辺のバリアフリー整備の課題について、下図に示した区間ごとに整理します。



区 間	現状と課題
A (駅舎周辺)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅施設は、駅舎西側入口が階段アクセスのみ、東側入口はアプローチが未整備で回り階段でホームに接続している。また、上下線ホームの連絡も階段のみとなっている。スロープやエレベーターの設置をはじめ、移動円滑化された経路の確保が必要である。 ・ その他、視覚障害のある人に必要な各種誘導施設の体系的な整備、改札口の幅員確保や多機能トイレの設置、休憩場所の改善などが求められる。 ・ 西側駅前広場は身障者乗降場、点字案内などが整備されている。 ・ 千代川駅前自転車駐車場に多機能トイレが設置されているが、前面歩道との間で点字ブロックの誘導が接続していないほか、点字案内板位置への誘導がないなどの状況。当事者の実際の利用を踏まえた再整備を図る必要がある。
B (都市計画道路)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法を踏まえた整備が完了している区間であり、両側に2 m以上の歩道が確保されているが、インターロッキング舗装のずれ、不等沈下による段差等が一部に生じており、適切なメンテナンスが求められる。 ・ 歩道が広いことで点字ブロックがみつけにくい。また、車止め兼歩行者・自転車分離のポールが設置されているが、材質が硬く衝突時の事故につながる。 ・ 建築工事の仮囲いが点字ブロックによる誘導を遮っており、衝突の危険がある。
C (千原交差点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音声誘導がない。 ・ 歩道と横断歩道のすり付け段差が大きいほか、ここに粗目のグレーチングが整備されており、車いす等の通行障害となっている。
D (国道9号北)	<ul style="list-style-type: none"> ・ マウンドアップ型の歩道。 ・ 交通標識の支柱等が歩道幅員を狭めている箇所がある。 ・ 西側歩道では、注意喚起の点状ブロックがバス停区間全体に敷設されており、ブロックは老朽劣化が進んでいる。また、車止めがなく、荷捌きのための車の歩道への乗り上げが常態化している。
E (国道・都市計画道路交差点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道の横断は地下通路による。地下通路利用は階段アクセスのため、車いすやベビーカー等の通行ができない。階段には手すりがあるが、その端部が階段途中から開始しているほか、地下通路全体で連続していない。北側階段は勾配が一段急で、その地上部には点字ブロックがあるが、障壁方向への誘導となっている。歩道との接続には段差がある。 ・ 都市計画道路の横断には横断歩道があるが、音声誘導がない。交差点西側も横断歩道があるが、南側には歩道がなく、横断歩道の待機スペースも狭小で傾斜がある状態。
F (国道9号南)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西側に歩道がない。 ・ 東側はマウンドアップ型の歩道。整備時期と所管等の不整合のため、東側歩道では、各所で障害物が歩道空間を損なっている。 ・ 信号・横断歩道が1箇所を設置されているが、点字ブロック、音声誘導がない。また、待機スペースが狭く、車いすで安全に歩行者用押ボタンが押せない。
G (府道)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡幅整備中であり、歩道未整備区間も残されている。 ・ JR踏切前に点字ブロック、停止線などが未整備である。
H (駅西市道)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の幅員があるフラット型の歩道が両側に整備されているが、舗装の劣化がつまずきや車いす等の振動要因になっているほか、道路照明支柱が歩道幅員を狭めている。 ・ 地下構造物による不等沈下のため、気づきにくい段差が生じている。 ・ ポケットパークがあるが、そのインターロッキング舗装に樹根による乱れや破損などが散見される。 ・ 庭木が歩道空間に侵出しており、とりわけ視覚障害のある人にとっては、転倒や目を突くなどの事故につながりかねない。 ・ 府道との交差点には、横断歩道部のみ点字ブロックがあるが、進行の誘導は不適切である。
I (駅東側)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅車庫と車道を結ぶ傾斜が区間全体の歩道に適用されていることから、車いすやベビーカー等での通行が実質的にできないだけでなく、歩行にも支障がある。 ・ 歩道未整備区間は幅員狭小で交通安全上の問題があるほか、側溝に蓋がなく転落の恐れがある箇所がある。 ・ 駅東口利用者送迎車両の多くが、駅東の街区道路を通行し、交通安全上問題となっており、駅東側広場の整備が求められている。



第3章 基本理念と基本方針

「亀岡市交通バリアフリー基本構想（亀岡駅周辺地区）（平成16年3月）」に示す交通バリアフリーの基本理念、基本方針を踏まえ、千代川駅周辺地区におけるバリアフリー基本構想の基本理念と基本方針を以下のように設定します。

（1）基本理念

この基本構想では、駅施設・駅前広場・駅周辺の道路などについて、移動のしづらさのある人に対するバリアフリー整備を重点的かつ一体的に推進し、また、「心のバリアフリー」の取り組みを進めて、千代川駅周辺地区を、だれもが安全で快適に生活できるまちとしていくこととしています。そのため、基本理念として当地区がめざす姿を、以下のキャッチフレーズによって示します。

**誰もが安全で快適に行き交える
ぬくもりとやさしさのまち**

（2）基本方針

基本理念のもと、次の3つをこの基本構想の基本方針とします。

● みんなが使いやすい駅施設にする

駅施設について、だれもが安全・快適に利用できるバリアフリー環境の整備を促進します。東側駅前広場整備の計画と整合を図りつつ、地区住民をはじめ、はじめてこの地を訪れる観光客などにとっても、わかりやすく親しみやすいサービスを備えた駅施設とすることに配慮します。

● 移動円滑化された経路を確保する

JR千代川駅施設を中心として、生活関連の主要施設を結ぶ経路や、地区住民が日常的に利用する経路における道路や信号機、バス停などについて、バリアフリー化や適切な誘導案内設備の整備を重点的に推進します。

● 心のバリアフリーを進める

高齢の人や障害のある人など、様々な移動のしづらさについての知識と気づきをもって、柔軟な心配りができる人を増やすため、バリアフリーを取り巻く知識の普及と意識の啓発を図り、市民理解を広めていきます。



第4章

バリアフリーの整備方針

1. 重点整備地区及び生活関連経路の設定

(1) 重点整備地区の設定

バリアフリー新法では、重点整備地区の要件の1つとして「原則として、生活関連施設のうち特定旅客施設又は特別特定建築物(官公庁施設、福祉施設等)に該当するものが概ね3以上あること、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区」を規定しています。

J R千代川駅からの徒歩圏内(駅から概ね半径500mの範囲)には、千代川小学校、千代川町自治会館、公民館等の公共施設や銀行などの商業施設などが立地しています。これを踏まえるとともに、道路や河川など主要な公共地物によって明確な境界を定めることとし、この基本構想では、重点整備地区の範囲について、次図に示す約39haと設定します。

(2) 生活関連施設・生活関連経路の設定

① 生活関連施設の選定

バリアフリー新法では「高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」を生活関連施設の対象としています。J R千代川駅周辺地区では、以下を生活関連施設とします。

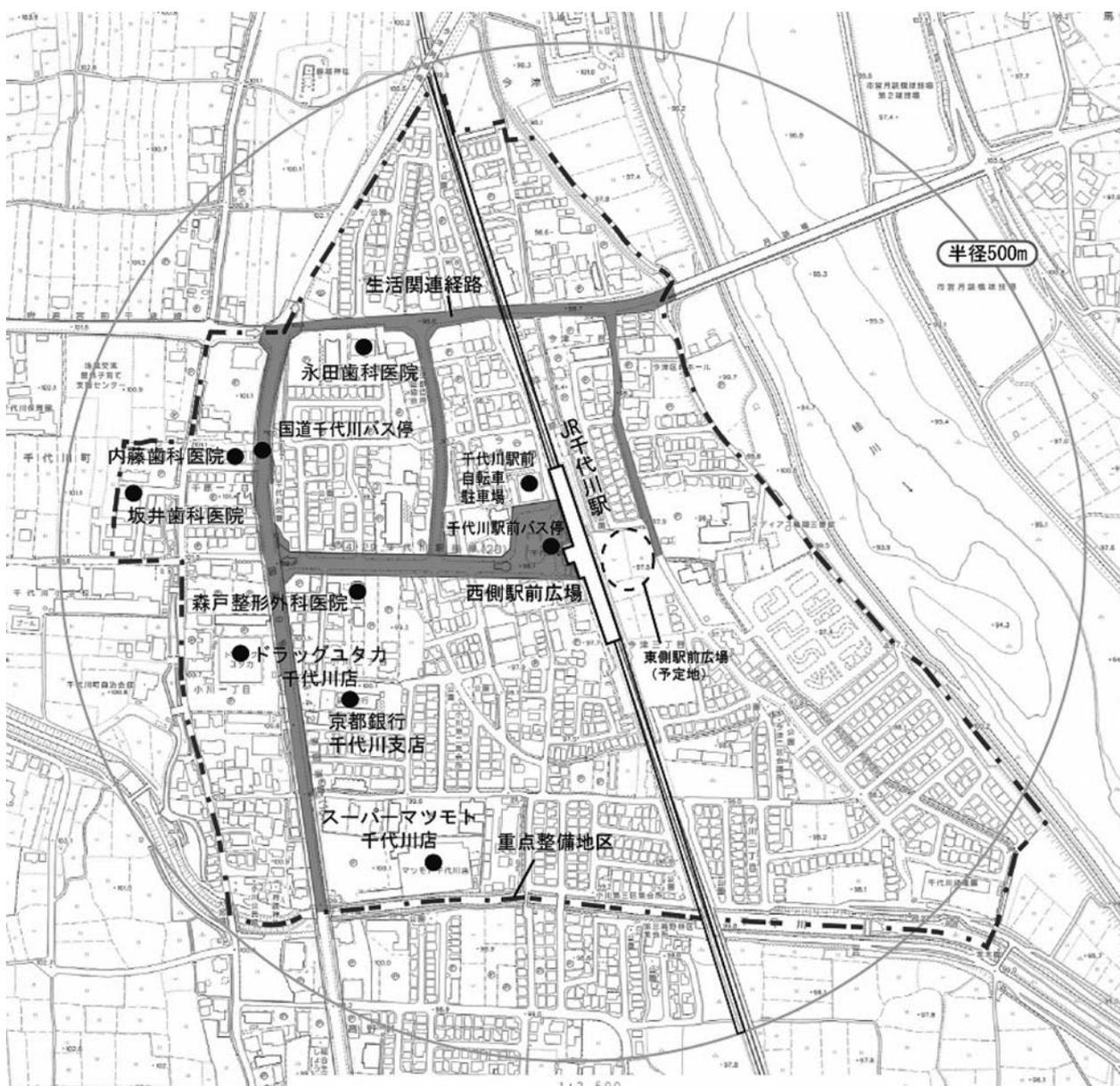
- 旅客施設等：J R千代川駅、千代川駅前バス停、国道千代川バス停、
- 商業施設等：京都銀行千代川支店、スーパーマツモト千代川店、ドラッグユタカ千代川店
- 保健・医療・福祉施設等：森戸整形外科医院、坂井歯科医院、内藤歯科医院、永田歯科医院

② 生活関連経路の設定

以下の点を考慮して生活関連経路を設定します。生活関連経路については、移動円滑化基準に適合した整備を目標として事業を推進していきます。

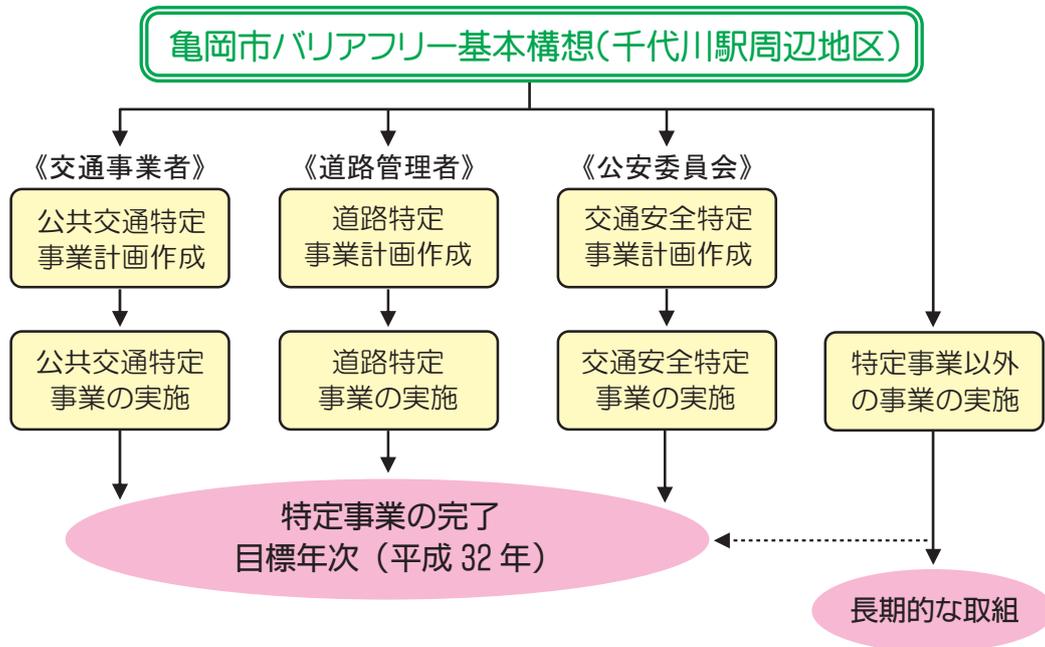
- 旅客施設等と生活関連施設を結ぶ経路
- 生活関連施設間を結ぶ経路
- 駅周辺の通行量及び歩行動線の状況
- 歩道設置の状況(道路縦断、幅員等を考慮)
- 他事業等の整合

<重点整備地区の範囲と生活関連施設・生活関連経路>



(3) 目標年次

この基本構想では、バリアフリー新法に基づく特定事業を指定して、整備を進めます。基本構想全体としてのバリアフリー整備は、「第4次亀岡市総合計画」などの上位計画を踏まえて、総合的、継続的に取り組むべき整備項目もあることから、2020年以降の目標も設定しますが、特定事業による整備は2020年（平成32年）を目標年次とします。



■参考：バリアフリー新法における特定事業

○公共交通特定事業

- ・特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーターなど）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更
- ・特定車両（軌道車両、乗合バス）のバリアフリー化（低床化など）

※なお、旅客施設を含まない重点整備地区の場合は、当該市町村内の特定旅客施設を結ぶ特定車両と、当該特定旅客施設のバリアフリー化の事業も対象となります。

○道路特定事業

- ・道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識など）の設置
- ・バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善など）

○路外駐車場特定事業

- ・特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設など）の整備

○都市公園特定事業

- ・都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備

○建築物特定事業

- ・特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
- ・全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備

○交通安全特定事業

- ・バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置（高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置など）
- ・バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動など）

2. 整備方針

(1) 鉄道駅施設

JR千代川駅については、市北部地域の拠点として、だれもが安全・安心で快適に利用できる駅施設となるよう整備を促進します。

- ・ 駅の入出口から駅舎、改札口、上下線ホーム（車両乗降口）を、だれもが容易に移動できるよう、「移動円滑化された経路」を整備します。
- ・ 高齢の人や障害のある人をはじめ、だれも分りやすく連続した誘導サインを設置するほか、音声による誘導設備を設置します。また、視覚障害のある人の円滑な移動に配慮し、駅の入出口から改札口、上下線ホーム（車両乗降口）まで、また、トイレやエレベーターなどの施設への視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、点字案内板を設置します。あわせて、聴覚障害のある人などに分かりやすい電光表示などの案内情報・緊急情報設備を充実させます。
- ・ 多機能トイレや、車いす利用に配慮した券売機などの整備を進めます。また、休憩場所の改善など、駅の利便性の向上を図ります。

対応策	整備項目	2020年までの取組	長期的取組
移動施設の整備	移動円滑化された経路の確保（エレベーター等）	○	
	階段手すりなどの設置	○	
案内情報施設の整備	視覚障害者誘導用ブロックの設置	○	
	点字・音による誘導設備の設置		○
	案内情報・緊急情報設備の充実		○
利便施設の設置	多機能トイレの設置		○
	券売機の改善など		○
	休憩場所の改善		○

(2) 車両

鉄道車両やバス車両については、だれもが使いやすい車両を積極的に導入し、わかりやすい案内表示への改善を進めます。

- ・ 新型車両導入時には、移動のしづらさのある人に配慮した車両・低床バスを導入します。
また、経路案内、運賃表示や次のバス停の表示など各種案内表示を分かりやすいものにします。

対応策	整備項目	2020年までの取組	長期的取組
車両の導入	移動のしづらさがある人に配慮した車両、低床バスの導入	○ →	→
案内表示の改善	だれにでも分かりやすい案内表示	○ →	→

(3) 駅前広場・バス停留所

だれもが安全・安心で快適に利用できる空間ネットワークを形成するため、駅前広場の整備やバス停留所の改善を進めます。

① 駅前広場

- ・ 駅東側からの利用者の移動円滑化された経路の確保、安全、利便性の向上を図るため、東側駅前広場の整備を進めます。

対応策	整備項目	2020年までの取組	長期的取組
駅東側アクセスの改善	東側駅前広場の整備	○	

② バス停留所

- ・ 可能な限り待合スペースを確保し、屋根やベンチなどの設置を進めるほか、バス停からバスに乗車しやすい構造となるよう整備を進めます。

対応策	整備項目	2020年までの取組	長期的取組
バス停留所スペースの改善	待合場所の確保	○ →	→
	バスに乗降しやすい構造のバス停の設置・改善	○ →	→
案内情報施設の整備	視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改善	○ →	→
快適さの確保	屋根、ベンチなどの休憩施設、照明灯の設置	○ →	→

(4) 道路

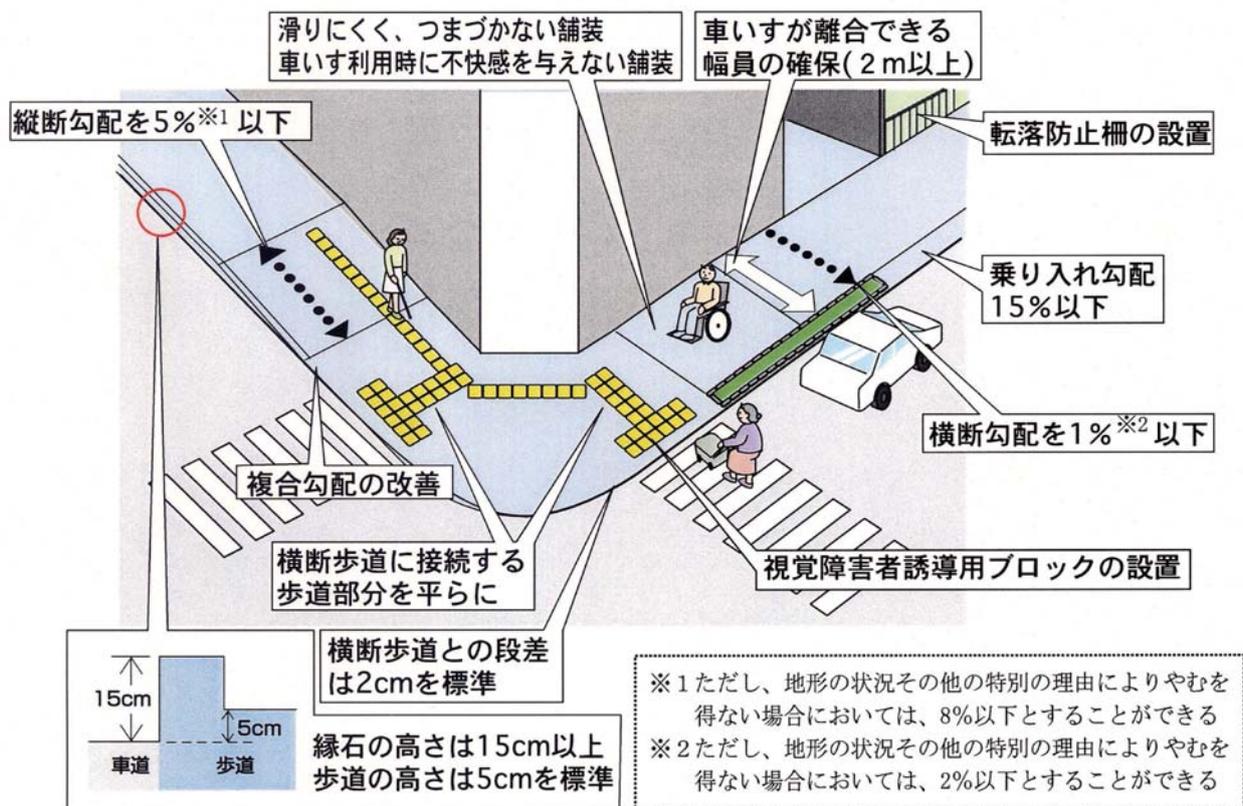
重点整備地区内において、生活関連経路のバリアフリー化を段階的に進めます。

① 道路

- 生活関連経路については、移動円滑化基準に沿った歩道整備を図るとともに、だれもが安全に通ることができる舗装への改善・整備、段差等の解消を進めます。

対応策	整備項目	2020年までの取組	長期的取組
歩道の設置	駅施設と主要公共施設、主要公共施設間を結ぶ道路における歩道整備	○ →	
歩道幅員の確保	車いすが離合できる幅員の確保	○ →	
舗装の改善	滑りにくく、凹凸につまずかない仕様での設置・改善	○ →	
	車いすでの利用時に不快感を与えない仕様での設置・改善	○ →	
勾配・段差の改善	歩道の縦断勾配の改善	○ →	
	車道とのすりつけ勾配の改善	○ →	
	歩道と車道の切り下げ部の段差解消	○ →	
快適さの確保	こまめに座って休憩がとれるスペース・設備の設置	○ →	
	移動の障害となる街路樹・庭木などの適切な維持管理	○ →	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	分かりやすく連続した線状・点状ブロックの敷設・改善	○ →	
道路照明・街灯の整備	安全性及び防犯性を考慮した道路照明・街灯などの設置・改善	○ →	
側溝などの改善	道路側溝の溝蓋の設置	○	
	転落防止柵の設置	○	
	グレーチングなどの改善（車いすの車輪や杖などがひっかからない目の細かい仕様）	○	

<歩道の整備イメージ>



② 標識

- 交通標識のほか、施設案内板など、各種の標識については、車いす利用者の視線などにも配慮した見やすい標識を設置するほか、ひらがな標記やピクトグラムによる分かりやすい標識の設置を進めます。

対応策	整備項目	2020年までの取組	長期的取組
標識の改善	車いす利用者などの視線にも配慮した見やすい標識の設置	○ →	○ →
	だれもが理解できる表記の改善(かな、ピクトグラム・絵文字の使用など)	○ →	○ →

③ 障害物の撤去・規制

- 歩道上の放置自転車や違法駐車車両、商店の看板や商品陳列など、歩道通行者の妨げとなっている障害物の撤去、規制を関係者と協議のうえ進めていきます。

対応策	整備項目	2020年までの取組	長期的取組
障害物などの撤去・規制	放置自転車などの撤去、違法駐車車両の排除・規制	○ →	○ →
	商品・看板などの道路上へのはみ出しに対する指導及び撤去	○ →	○ →

(5) 交差点・交通安全施設

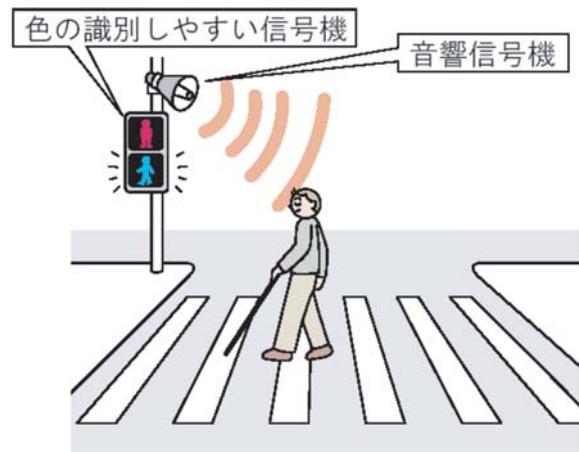
安全で快適な交差点スペース・横断歩道等を確保し、だれもが安全に交差点を横断できるよう、高齢の人、視覚や聴覚に障害がある人などに配慮した信号機の設置・改善を行います。

- ・歩行者のための十分な滞留スペースの確保を図るとともに、見やすい信号機の設置や音響信号機の設置などを進めます。

対応策	整備項目	2020年までの取組	長期的取組
交差点形状の改善	歩行者のための滞留スペースの確保	○	→
地下道の改善	国道9号・都市計画道路交差点の地下道の改善・検討	○	→
信号機の改良等	音響信号機や高齢者等感応信号機などの設置	○	→



高齢者等感応信号機



信号機の整備イメージ

(6) 自転車駐車場トイレ

自転車駐車場に整備されているトイレについて、さらなる利便性の改善を図ります。

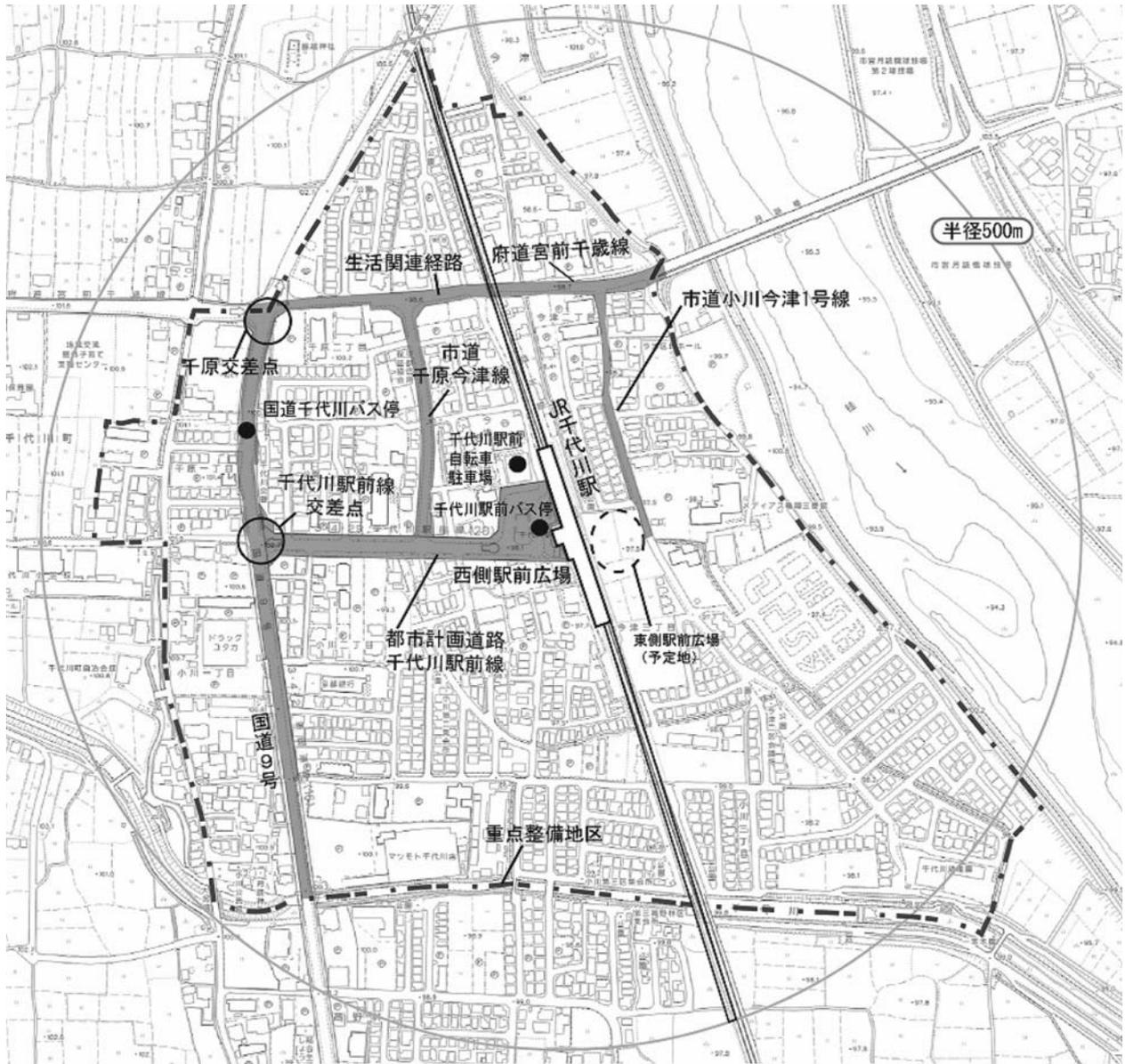
対応策	整備項目	2020年までの取組	長期的取組
出入口への誘導改善	施設と歩道間の視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保	○	
	点字案内板への誘導設備の設置	○	
案内情報施設の改善	だれにでも分かりやすい公共施設の表示の改善	○	

(7) 知識普及と意識啓発（心のバリアフリー）

バリアフリーの普及啓発と多様なコミュニケーションを通じて、移動のしづらさと移動のしづらさのある人への理解を深めることで、地域住民がともにバリアフリーのまちをつくり、守り、快適に生活することができるよう心のバリアフリーを推進します。

対応策	整備項目	2020年までの取組	長期的取組
学習機会の充実	市民への「心のバリアフリー」に関する啓発・学習機会の充実	○ →	○ →
	学校教育における福祉教育の充実	○ →	○ →
	交通事業者による職員研修の実施、マニュアル整備の促進	○ →	○ →
交通マナーの向上	道路上の駐車・駐輪を行わないなど市民のマナーの向上	○ →	○ →
	自転車利用についての交通ルール遵守の啓発	○ →	○ →
沿道住民・店舗等への啓発・指導	歩道への看板設置・商品陳列の規制のための啓発・指導	○ →	○ →
	歩行者の安全を確保するための配慮（歩道を横断する駐車場などの安全対策）	○ →	○ →

3. 旅客施設・道路などの整備等の概要



(1) JR千代川駅・駅前広場

◎は2020年の事業完了を見込むもの

○は2020年までの事業着手とその後の事業継続を見込むもの

① JR千代川駅

- ◎ 駅西側での駅舎へのアプローチの改善（スロープの設置）
- ◎ 駅施設での円滑な移動経路の確保
- 電光表示などの案内情報・緊急情報設備の充実
- 多機能トイレや、車いす利用に配慮した券売機などの改善
- 休憩場所の改善

② 西側駅前広場

- 北側横断歩道への音声誘導設備の設置
- 点字案内板への音声誘導設備の設置

③ 東側駅前広場

- ◎ 駅前広場整備と併せた、駅東側からの移動円滑化された経路の確保

④ 自転車駐車場

- ◎ 多機能トイレへの視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保
- ◎ 点字案内板への手すり・音声による誘導設備の設置
- ◎ 劣化した各種サイン、不適切な追加掲示の改善など

(2) 都市計画道路千代川駅前線

- インターロッキング舗装の適宜適切なメンテナンス
- 区画道路細街路との接続部分などのやみ地排水路へなどの蓋の設置、危険箇所の改善
- 休憩コーナーの設置

(3) 国道9号

① 千原交差点

- 視覚障害者用付加装置（音響装置）の設置
- 歩道拡幅による歩行者滞留スペースの確保
- ◎ 歩道・横断歩道すり付け段差の解消、側溝グレーチングの改善

② 千原交差点～千代川駅前線交差点

- 歩道幅員の確保とフラット型歩道への改善
- 視覚障害者誘導用ブロックの敷設
- バス停の改善（屋根、ベンチ、点字案内板などの設置）
- 自動車の歩道への乗り上げへの対策

③ 千代川駅前線交差点

- 視覚障害者用付加装置（音響装置）の設置
- 地下道の改善または横断歩道の設置
- 歩道整備による、交差点西側での歩行者滞留スペースの確保、勾配の改善

④ 千代川駅前線交差点～スーパー

- 西側歩道の新設
- 東側歩道のフラット型歩道への改善、狭あい部分の幅員の確保（障害物の撤去）
- 視覚障害者用付加装置（音響装置）の設置、交差点西側での歩行者滞留スペースの確保
- 車止めの改善（衝突防止の対策）と歩道横断部の安全対策
- 視覚障害者誘導用ブロックの敷設

（４）府道宮前千歳線

- 道路整備事業を引き続き実施の着実な推進
- 踏切部の安全施設の整備

（５）市道

① 駅西側（市道千原今津線）

- ◎ 歩道の舗装改善
- 視覚障害者誘導用ブロックの敷設
- ◎ ポケットパークの修繕と休憩スペースの充実
- 住宅庭から歩行空間への植栽の越境の改善指導

② 駅東側（市道小川今津 1 号線）

- 歩道の改善
- 危険箇所の改善

（６）その他

- 生活関連経路における建設工事等に関する情報提供の充実と、工事等に伴う安全確保と視覚障害者誘導用ブロックの仮設などについての指導の徹底
- 常態化している、歩道上での荷捌き禁止の徹底
- 地区住民に対する、安全な歩行空間の維持のための知識普及と意識啓発等

4. 基本構想を踏まえた事業の推進

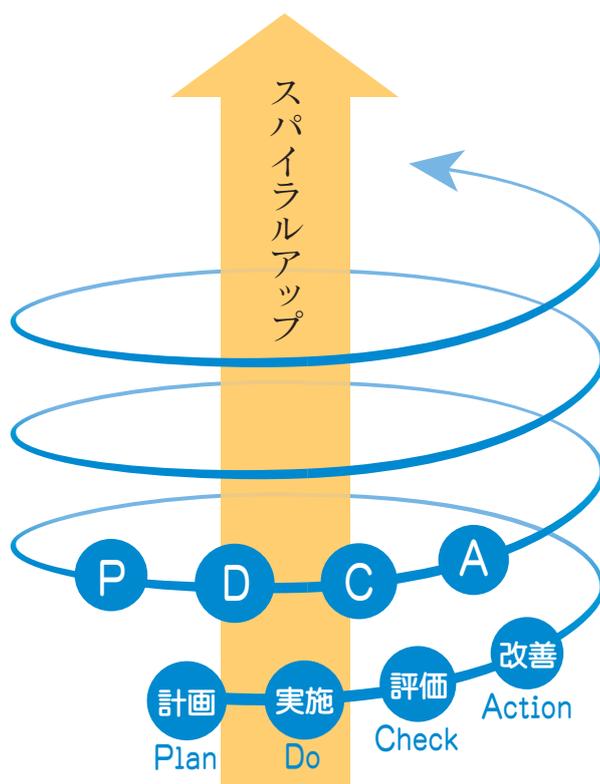
(1) 事業の実施にあたって

基本構想に位置づけられた事業を推進していく上で、様々な「移動のしづらさ」についての理解と認識を深めるとともに、市民をはじめとする利用者の意向を踏まえることが重視される必要があります。

事業実施の様々な段階において、事業者と市民が意見を交わし連携を図りながら、より効果的な事業の推進に努めます。

(2) 継続した取り組み

バリアフリー化事業を着実に推進するため、事業の適切な進行管理を行います。また、社会状況の変化や市民ニーズの多様化に対応するため、事業の実施状況を踏まえながら、必要に応じて基本構想の見直しを行うなど、継続的・段階的なバリアフリー化の推進に努めます。



《一連の流れ（PDCA）を段階的かつ継続的に発展させる》

資料編

- 亀岡市バリアフリー基本構想策定検討協議会設置要綱
- 亀岡市バリアフリー基本構想策定検討協議会委員名簿
- 策定経過
- 「亀岡市バリアフリー基本構想（千代川駅周辺地区）」の策定に向けたアンケート調査結果
- 用語解説

■ 亀岡市バリアフリー基本構想策定検討協議会設置要綱

亀岡市告示第228号

亀岡市バリアフリー基本構想策定検討協議会設置要綱を次のように定める。

平成24年11月20日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市バリアフリー基本構想策定検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、亀岡市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するに当たり、必要な事項を検討するため、亀岡市バリアフリー基本構想策定検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 千代川駅周辺地区における基本構想の策定に関する事項
- (2) その他協議会において必要と認めた事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係する法第2条第3号の施設設置管理者、京都府公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
- (2) 法第2条第1号の高齢者、障害者等、学識経験者その他の市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本構想の策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、政策推進室政策推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から実施する。

(失効)

2 この要綱は、基本構想の策定の日をもって、その効力を失う。

(亀岡市交通バリアフリー基本構想検討委員会設置要綱の廃止)

3 亀岡市交通バリアフリー基本構想検討委員会設置要綱（平成15年亀岡市告示第132号）は、廃止する。

■ 亀岡市バリアフリー基本構想策定検討協議会委員名簿

◎会長、○副会長 (敬称略)

部 門	構 成 団 体	委員氏名	団体での職名等
市 民 委 員	千代川町自治会	○ 湯浅 英雄	会長
	亀岡市老人クラブ連合会	山根 義近	千代川町老人会 会長
	亀岡市身体障害者福祉協会	隅田 盛和 酒井 忠繁	会長 副会長
	亀岡市障害児者を守る協議会	星野 好子	事務局役員
	千代川小学校PTA	小川 美加	会長
学 識 経 験 者	京都学園大学	◎ 吉中 康子	経営学部教授
公共交通事業者	西日本旅客鉄道株式会社	荒木 治	近畿統括本部企 画課 担当課長
	京阪京都交通株式会社	辻 栄一	管理部企画課 課長
公 安 委 員 会	京都府亀岡警察署	松尾 誠治	交通課 課長
道 路 管 理 者	国土交通省近畿地方整備局 京都国道事務所	森内 利臣	副所長
	京都府南丹広域振興局建設部 南丹土木事務所	川嶋 淳一	所長
	亀岡市	古林 峰夫	まちづくり 推進部 理事
亀 岡 市		山内 勇	政策推進室長

(計14名)

■ 策定経過

年	月	内 容
平成24年	12月27日	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回亀岡市バリアフリー基本構想（千代川駅周辺地区）策定検討協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選出について ・亀岡市バリアフリー基本構想（千代川駅周辺地区）の策定について ・調査対象地区の概況について ・その他
平成25年	1月18日～31日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 亀岡市バリアフリー基本構想（千代川駅周辺地区）の策定に向けたアンケート調査 <ul style="list-style-type: none"> ・JR千代川駅周辺地区に居住する500世帯を対象に実施した。回収率は51.6%。
	2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○ タウンウォッチング <ul style="list-style-type: none"> ・JR千代川駅周辺地区の重点整備地区内を2班で歩き、バリアフリー化に向けた課題を整理。 ・関係団体、策定検討協議会員など21名が参加。
	2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2回亀岡市バリアフリー基本構想（千代川駅周辺地区）策定検討協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査結果について ・タウンウォッチングの結果について ・基本構想の目標と整備方針について ・その他
	3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ● 第3回亀岡市バリアフリー基本構想（千代川駅周辺地区）策定検討協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー基本構想（案）について ・その他

■ 「亀岡市バリアフリー基本構想（千代川駅周辺地区）」の策定に向けたアンケート調査結果

1. 調査概要

① 調査の目的

J R千代川駅周辺地区を対象地域とするバリアフリー基本構想の策定に向けて、J R千代川駅周辺地区に居住する人などを対象として、生活関連施設・生活関連経路等に関する利用の実態やバリアフリー化に向けての意見等を把握することを目的とした。

② 調査の対象

平成25年1月15日現在でJ R千代川駅周辺地区等にお住まいの世帯を対象とし、500世帯を無作為抽出した。なお、封筒のあて名の方だけでなく、同居のご家族の生活を踏まえての回答を依頼している。

③ 調査票の配布

郵送による配布回収

④ 調査の期間

平成25年1月18日（金）～平成25年1月31日（木）

⑤ 回収の状況

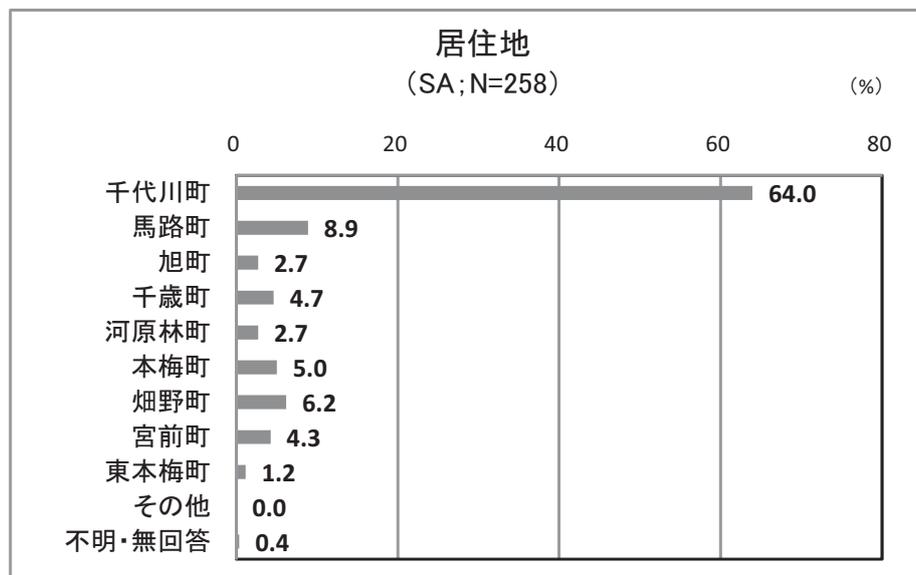
回収は258件あり、51.6%の回収率が得られた。

2. 調査結果

(1) 回答者属性

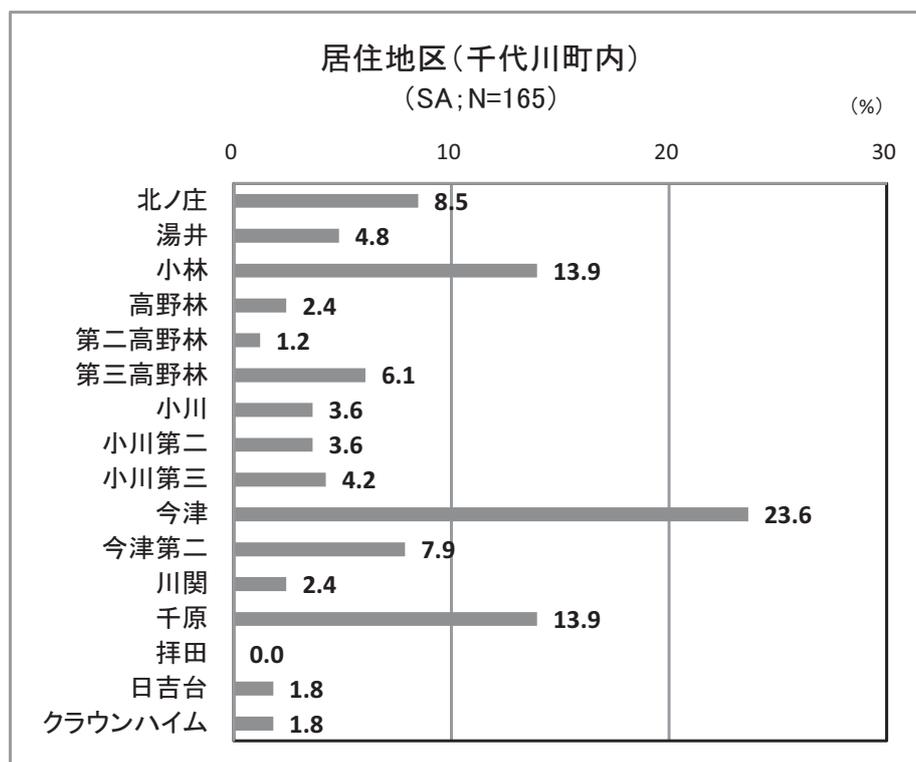
① 居住地

「千代川町」が最も多く64.0%、次いで「馬路町」が8.9%などとなっている。



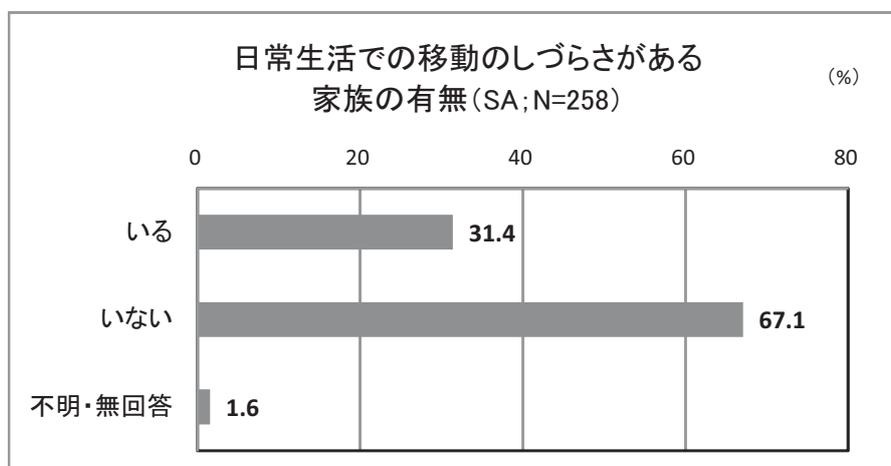
(千代川町内の居住地区)

「今津」が最も多く23.6%、次いで「小林」、「千原」が13.9%などとなっている。



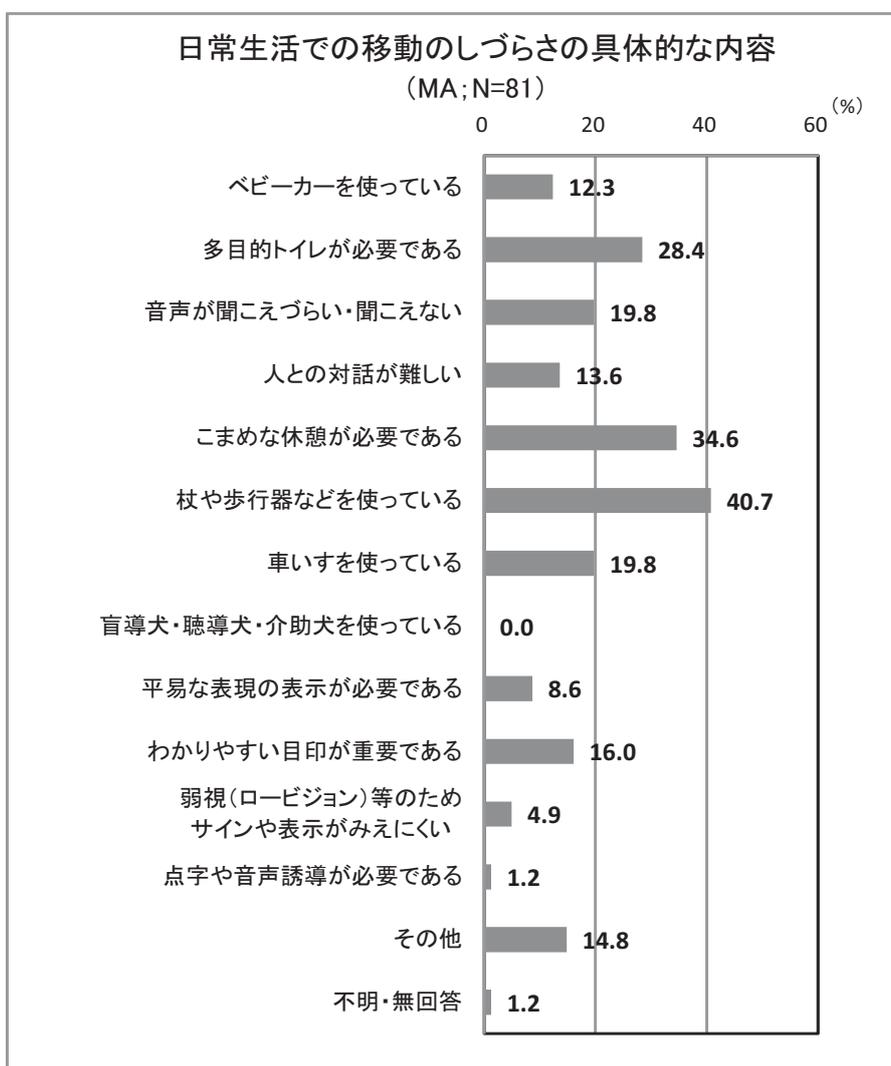
② 日常生活での移動のしづらさがある家族の有無

「いる」が31.4%、「いない」が67.1%となっている。



③ 日常生活での移動のしづらさの具体的な理由

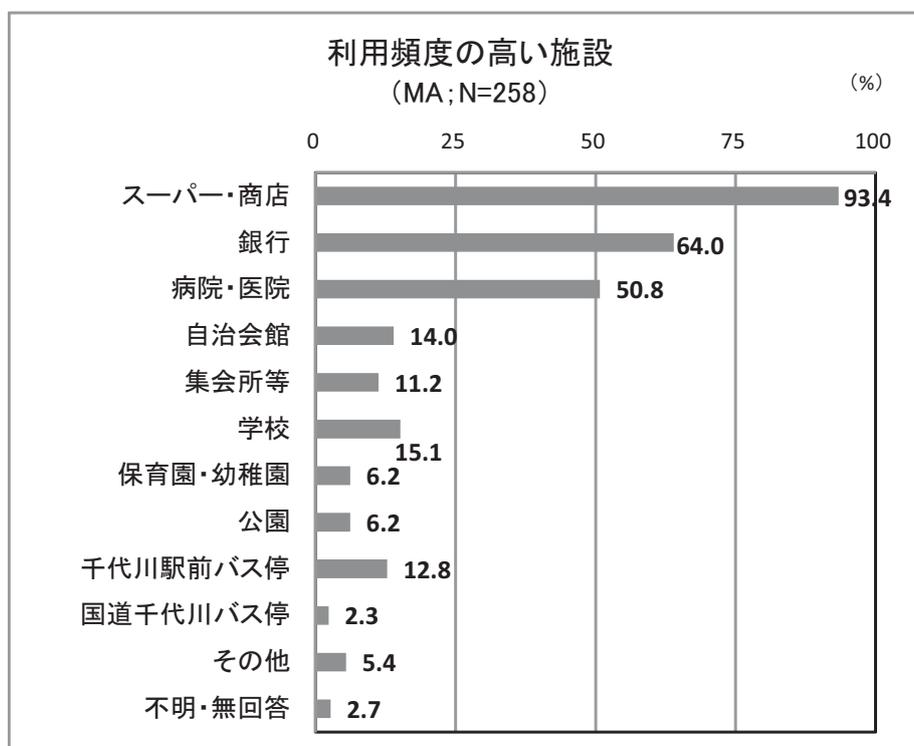
「杖や歩行器などを使っている」が最も多く40.7%、次いで「こまめな休憩が必要である」が34.6%、「多目的トイレが必要である」が28.4%などとなっている。



(2) 生活関連施設・生活関連経路について

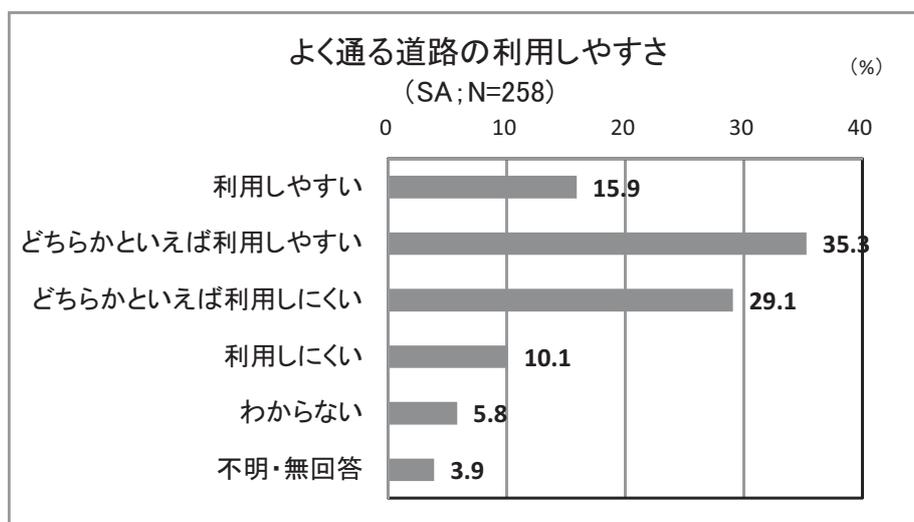
① 千代川駅周辺で利用頻度の高い施設

「スーパー・商店」が最も多く93.4%、次いで「銀行」が64.0%、「病院・医院」が50.8%などとなっている。



② 道路の利用のしやすさ

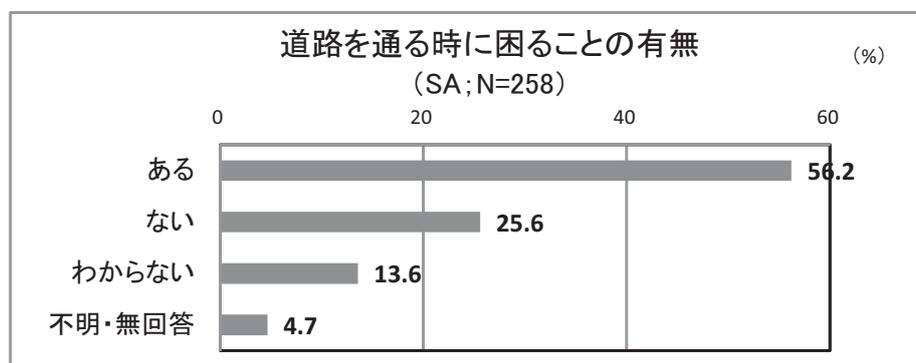
「どちらかといえば利用しやすい」が最も多く35.3%、次いで「どちらかといえば利用しにくい」が29.1%などとなっている。



※ 調査にあたり仮生活関連経路を設定し、それを記載した地図を確認しながら回答できるようにした。本調査でいう「道路」はこの仮生活関連経路を示しており、タウンウォッチングの調査経路にもなっている。

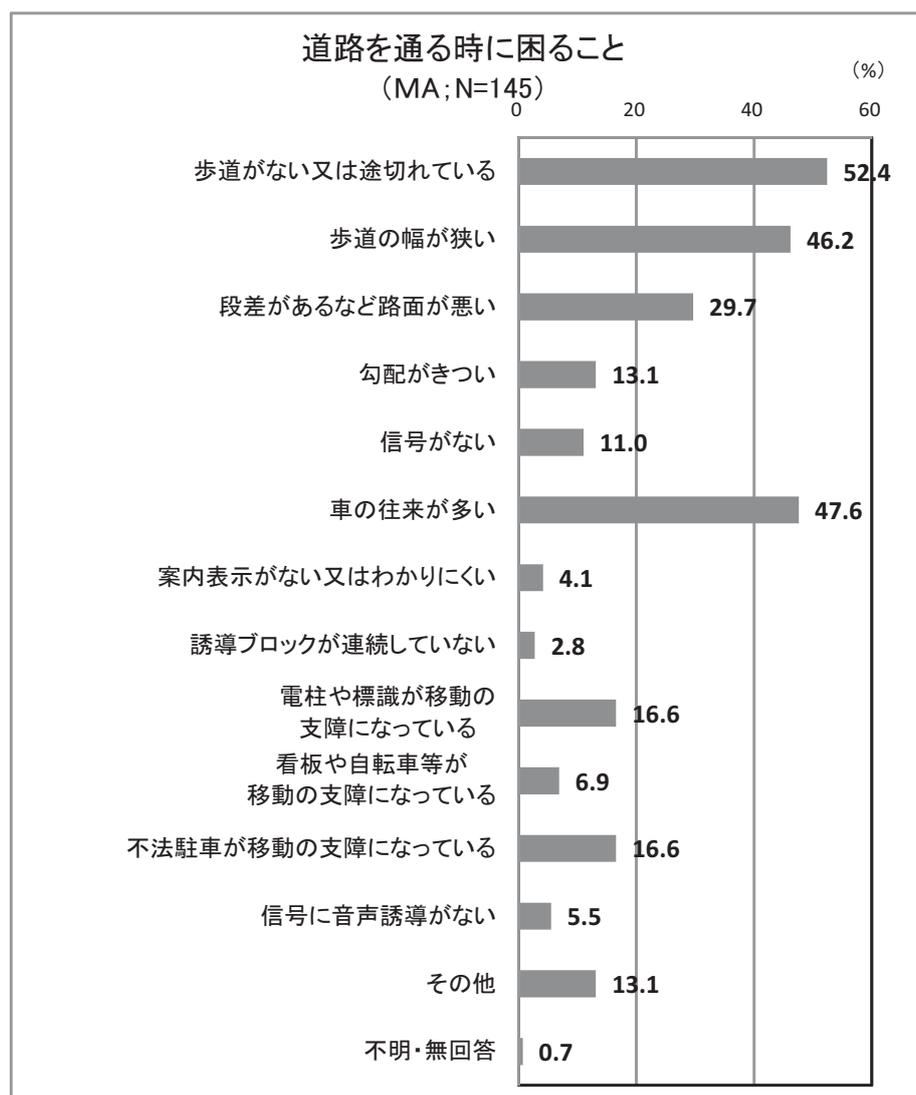
③ 道路利用時に困ることの有無

「ある」が56.2%、「ない」が25.6%となっている。



④ 道路利用時に困ることの具体的理由

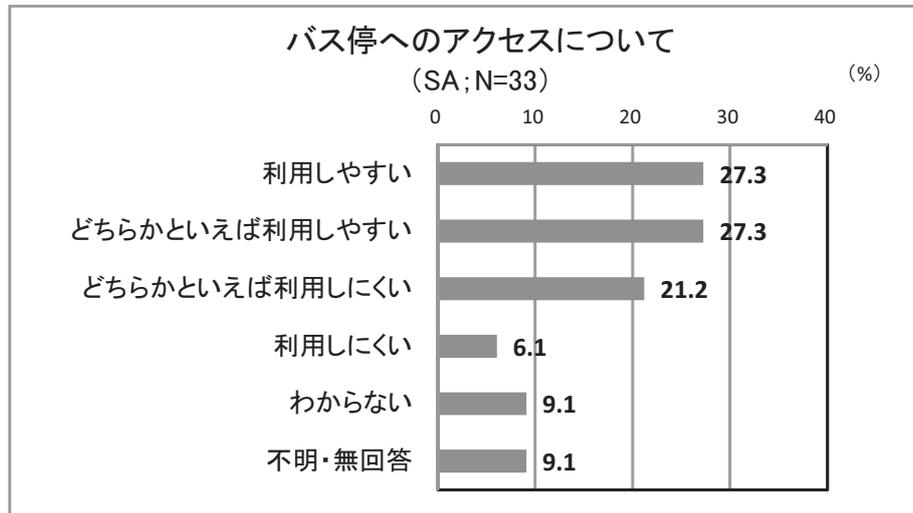
「歩道がない又は途切れている」が最も多く52.4%、次いで「車の往来が多い」が47.6%「歩道の幅が狭い」が46.2%、「段差があるなど路面が悪い」が29.7%などとなっている。



⑤ バス停へのアクセスや乗り降りについて

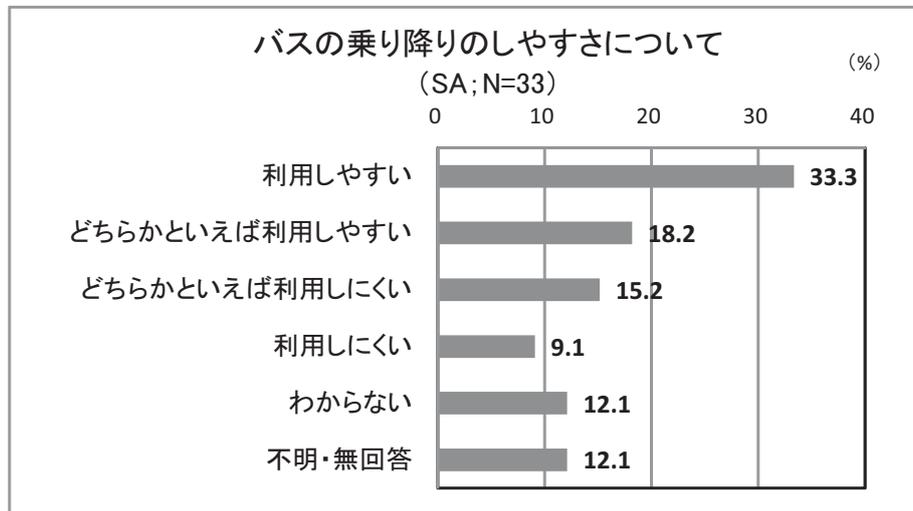
【バス停へのアクセス】

「利用しやすい」「どちらかといえば利用しやすい」がともに27.3%、「どちらかといえば利用しにくい」が21.2%などとなっている。



【バスの乗り降り】

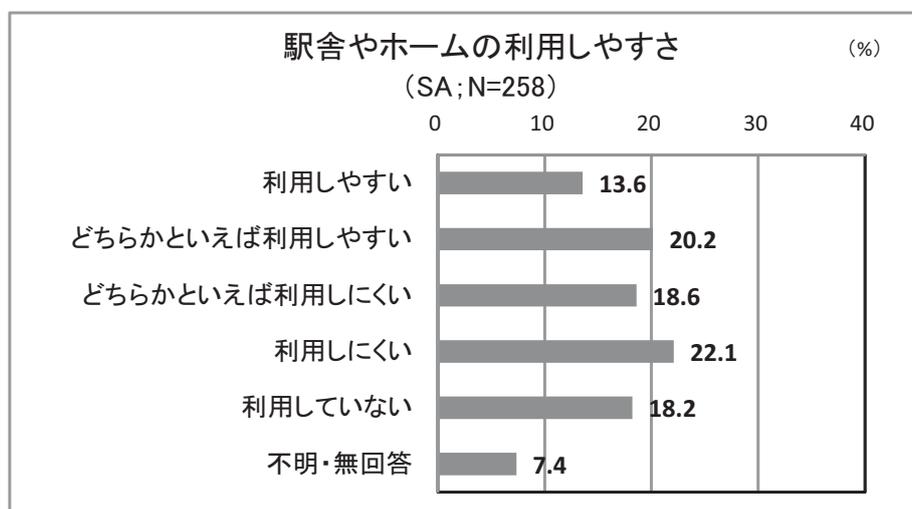
「利用しやすい」が最も多く33.3%、次いで「どちらかといえば利用しやすい」が18.2%、「どちらかといえば利用しにくい」が15.2%などとなっている。



(3) JR千代川駅について

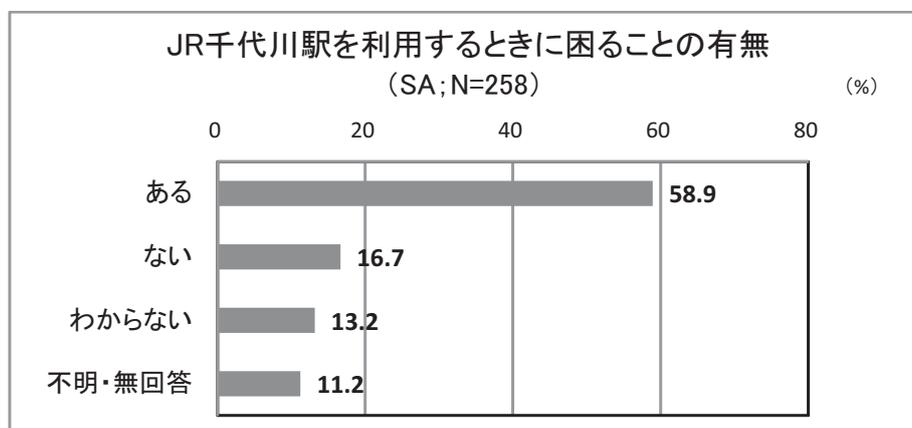
① 駅舎やホームの利用のしやすさ

「利用しにくい」が最も多く22.1%、次いで「どちらかといえば利用しやすい」が20.2%、「どちらかといえば利用しにくい」が18.6%などとなっている。



② 駅舎やホームの利用時に困ることの有無

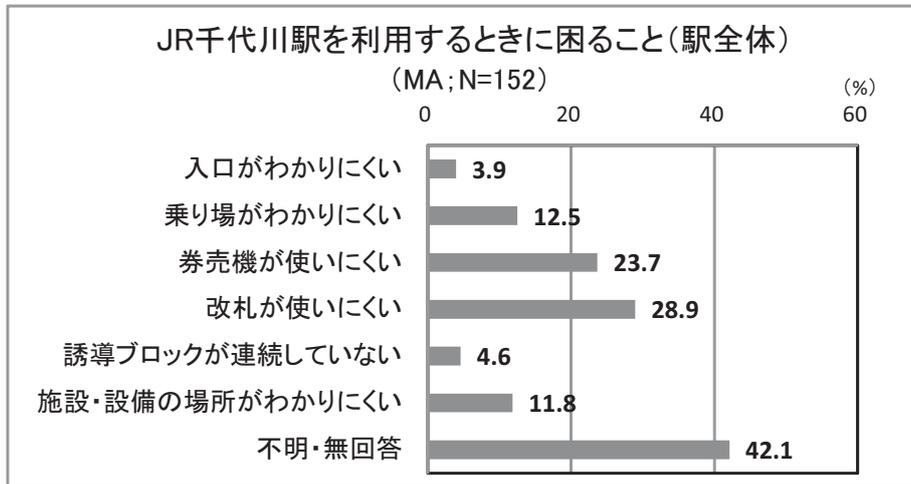
「ある」が58.9%、「ない」が16.7%となっている。



③ 駅舎やホーム利用時に困ることの具体的理由

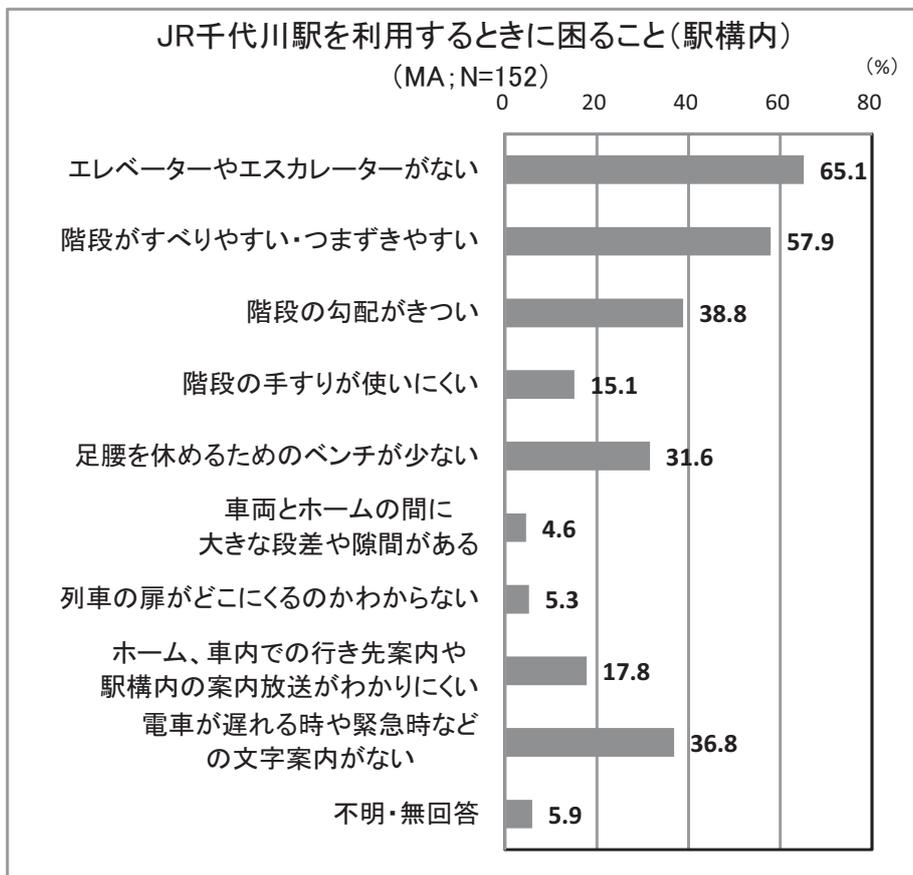
【駅全体について】

「改札が使いにくい」が最も多く28.9%、次いで「券売機が使いにくい」が23.7%となっている。



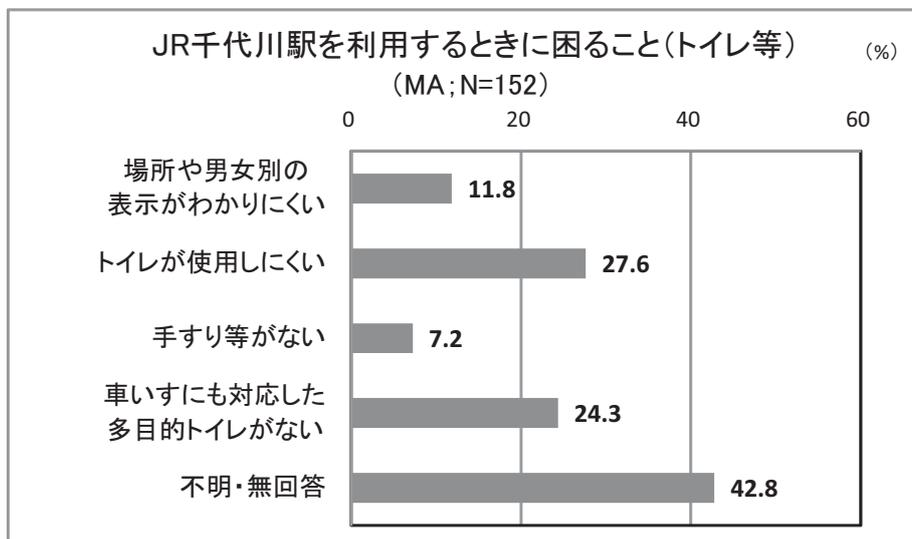
【駅構内の移動について】

「エレベーターやエスカレーターがない」が最も多く65.1%、次いで「階段がすべりやすい・つまずきやすい」が57.9%、「階段の勾配がきつい」が38.8%、「電車が遅れる時や緊急時などの文字案内がない」が36.8%などとなっている。



【駅のトイレについて】

「トイレが使用しにくい」が最も多く27.6%、次いで「車いすにも対応した多目的トイレがない」が24.3%となっている。



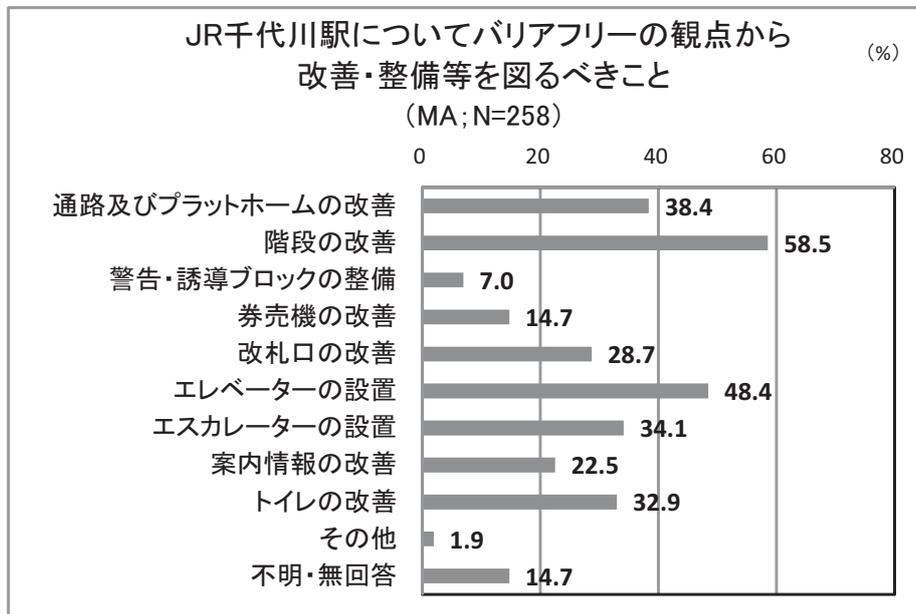
【JR千代川駅利用時に困ること】

自由記述として75件の記入があり、これらの内容を整理・分類した。以下のとおり、駅の設備等について31件、ホームについて29件などとなっている。

○ 駅の設備等について	31
・ トイレが使いにくい	6
・ 券売機の増設と改善をしてほしい	6
・ エスカレーター・エレベーターを設置してほしい	5
・ スロープを設置してほしい	5
・ 階段を改善してほしい	4
・ 電車遅延のアナウンスをしてほしい	3
・ 駐在員不在が多い	2
○ ホームについて	29
・ ホームの屋根がほしい	14
・ ホームが狭い	13
・ 待合室がほしい	2
○ その他	15
・ 駅東側は広場がないため、車での寄り付きが困難である	3
・ 千代川駅に地下道を設置してほしい	3
・ バスの本数を増やしてほしい	3
・ 駅東側の通路が狭い	2
・ その他	4

④ バリアフリーの観点から改善・整備等を図るべきこと

「階段の改善」が最も多く58.5%、次いで「エレベーターの設置」が48.4%、「通路及びプラットホームの改善」が38.4%などとなっている。



【千代川駅をバリアフリーの観点から改善・整備等を図るべきこと】

自由記述として73件の記入があり、これらの内容を整理・分類した。以下のとおり、駅構内等の改善について54件、駅周辺の環境について11件などとなっている。

○ 駅構内等の改善について

54

- ・ 駅構内や周辺の改善をしてほしい……………12
- ・ エレベーターやスロープを設置してほしい……………10
- ・ 駅東側の通路を改善してほしい……………6
- ・ ホームに屋根を設置してほしい……………5
- ・ ホームが狭い……………5
- ・ 地下道など東側と西側をつなぐ自由通路がほしい……………4
- ・ 券売機の増設と改善をしてほしい……………4
- ・ 高齢者や障害者が利用しやすい駅にしてほしい……………3
- ・ 新駅舎に図書館や役所などのコミュニティ施設がほしい……………2
- ・ その他……………3

○ 駅周辺環境について	11
・ 東駅前広場を整備してほしい	3
・ 駅前道路の不法駐車が多い	2
・ 駅周辺に駐車場がほしい	2
・ 国道9号西側に歩道がほしい	2
・ 国道9号を凸凹の少ない道路にしてほしい	2
○ その他	8
・ バスの本数を増やしてほしい	2
・ その他	6

「亀岡市バリアフリー基本構想（千代川駅周辺地区）」 の策定に向けたアンケート調査

＜ご協力をお願い＞

日頃は市政に対し格別なるご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。さて本市では、平成 18 年 12 月に施行された「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づいて、JR 千代川駅周辺地区（39ha）を対象地域とするバリアフリー基本構想の策定を進めております。

構想内容の検討にあたり、JR 千代川駅周辺地区にお住まいの方などを対象として、生活関連施設・生活関連経路等に関する利用の実態やバリアフリー化に向けてのお考えなどをお聞かせ頂く目的で、本調査を実施することとしました。

ご多忙の折りとは存じますが、趣旨をご理解頂きご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成 25 年 1 月

亀 岡 市

【調査票へのご記入にあたって】

- この調査は、平成 25 年 1 月 15 日現在で JR 千代川駅周辺地区等にお住まいの 500 世帯を無作為に選んでご協力をお願いしています。

封筒のあて名の方だけでなく、同居のご家族の生活を踏まえてご回答ください。

- 世帯主の方をあて名として調査票をお送りしていますが、ご家族のどなたにお答えいただいても構いません。
- プライバシーの保護に十分留意するとともに、すべての回答内容は統計的に処理して調査結果は所期の目的にのみ用いますので、ご安心の上、率直にご回答ください。
- ご記入後の調査票は、同封の返信用封筒に入れて封をし、

平成 25 年 1 月 31 日（木）まで

に最寄りの郵便ポストに入れてください。調査票や封筒に住所・氏名・連絡先などをご記入頂く必要はありません。

（お問い合わせ先）

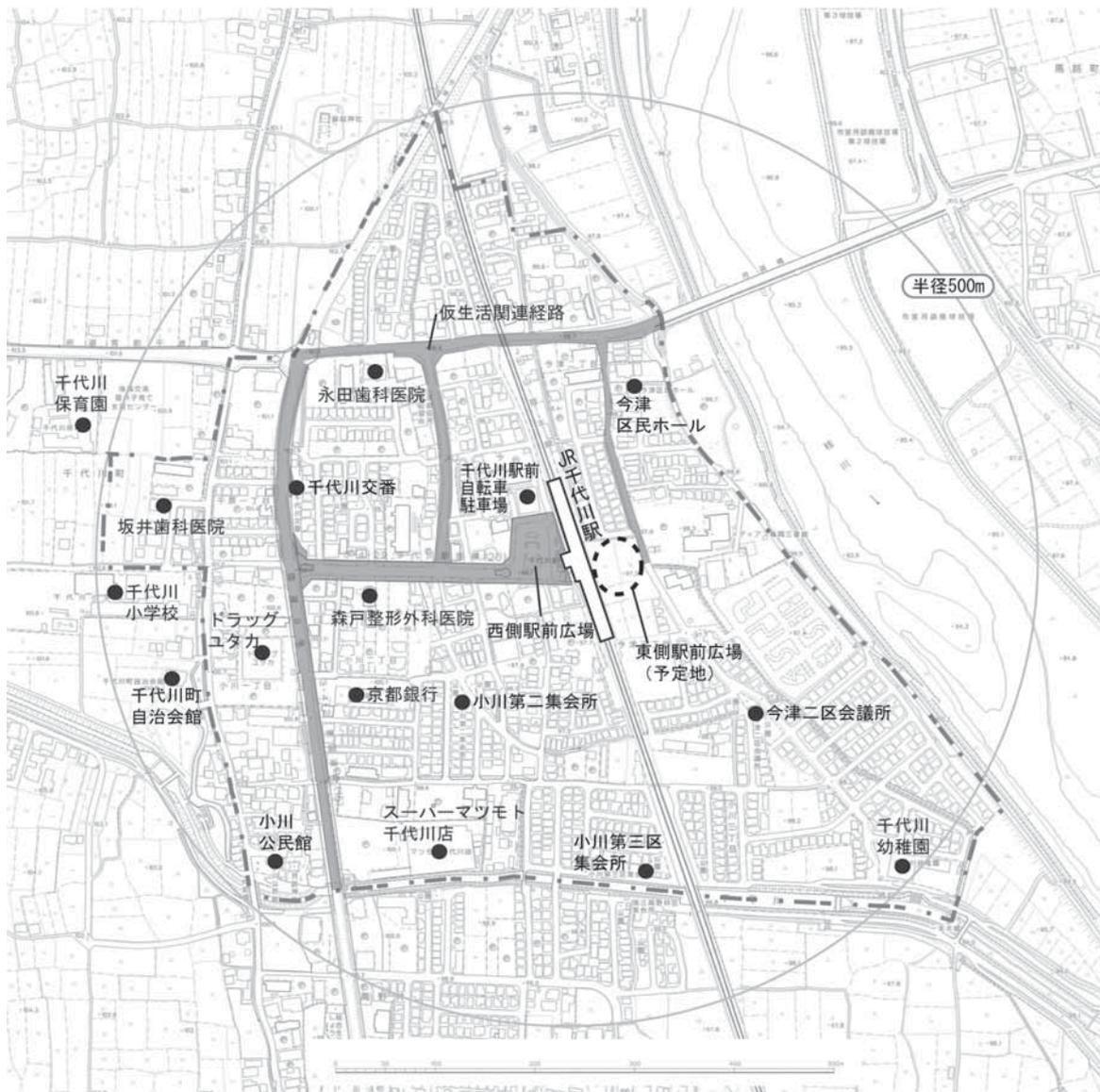
亀岡市政策推進室 政策推進課 電話：0771-25-5083 ファクシミリ：0771-24-5501

＜バリアフリー基本構想が対象とする地域（JR千代川駅周辺地区）＞

バリアフリー新法に基づいて市町村が定める基本構想は、重点地区を設定し、**生活関連施設（高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など）と生活関連経路（生活関連施設相互間の経路）**を定めて、これらのバリアフリー化を一体的に進めていくために策定するものです。

このアンケート調査では、現時点で「生活関連経路」として位置づける可能性がある道路区間を下図の通り仮に設定し、設問中「**仮生活関連経路**」としています。

※ 「仮生活関連経路」には、重点地区内の国道、府道、都市計画道路のほか、歩道が連続して整備されている市道区間、また、駅東側に整備を計画している駅前広場と府道を結ぶ市道区間を設定しています。



<アンケート調査票>

■ ご家族についておたずねします。

問1 お住まいはどちらですか。あてはまる町名を**1つ選び番号に○印**をつけてください。

1. 千代川町	2. 馬路町	3. 旭町	4. 千歳町
5. 河原林町	6. 本梅町	7. 畑野町	8. 宮前町
9. 東本梅町	10. その他（		）

千代川町にお住まいの人におたずねします。

お住まいの地区名を**1つ選び番号に○印**をつけてください。

1. 北ノ庄	2. 湯井	3. 小林	4. 高野林
5. 第二高野林	6. 第三高野林	7. 小川	8. 小川第二
9. 小川第三	10. 今津	11. 今津第二	12. 川関
13. 千原	14. 拝田	15. 日吉台	16. クラウンハイム
17. その他（			）

問2 あなた（ご回答者）や同居のご家族に、日常生活での移動のしづらさがある人はいますか。あてはまるものを**1つ選び番号に○印**をつけてください。

1. いない（⇒問4へ）	2. いる
--------------	-------

問3 問2で「**2. いる**」をお答えの人におたずねします。具体的にどのような移動のしづらさがありますか。あてはまるものを**すべて選び番号に○印**をつけてください。

1. ベビーカーを使っている	2. 多目的トイレが必要である
3. 音声がかえづらい・聞こえない	4. 人との対話が難しい
5. こまめな休憩が必要である	6. 杖や歩行器などを使っている
7. 車いすを使っている	8. 盲導犬・聴導犬・介助犬を使っている
9. 平易な表現の表示が必要である	10. わかりやすい目印が重要である
11. 弱視（ロービジョン）等のためサインや表示が見えにくい	12. 点字や音声誘導が必要である
13. その他（	）

■ 生活関連施設・生活関連経路についておたずねします。

別紙に図に示した「生活関連施設」「仮生活関連経路」についてお答えください。

問4 あなたや同居のご家族がよく利用する施設は何ですか。
あてはまるものを**すべて選び番号に○印**をつけてください。

- | | | |
|-------------|----------|-------------|
| 1. スーパー・商店 | 2. 銀行 | 3. 病院・医院 |
| 4. 自治会館 | 5. 集会所等 | 6. 学校 |
| 7. 保育園・幼稚園 | 8. 公園 | 8. 千代川駅前バス停 |
| 9. 国道千代川バス停 | 10. その他（ | ） |

問5 よく通る道路（仮生活関連経路）は利用しやすいですか。
あてはまるものを**1つ選び番号に○印**をつけてください。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 利用しやすい | 2. どちらかといえば利用しやすい |
| 3. どちらかといえば利用しにくい | 4. 利用しにくい |
| 5. わからない | |

問6 道路（仮生活関連経路）を通る時に困ることはありますか。
あてはまるものを**1つ選び番号に○印**をつけてください。

- | | | |
|-------|-------------|----------------|
| 1. ある | 2. ない（⇒問8へ） | 3. わからない（⇒問8へ） |
|-------|-------------|----------------|

問7 問6で「**1. ある**」をお答えの人におたずねします。具体的にどのようなことが困りますか。あてはまるものを**すべて選び番号に○印**をつけてください。

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 1. 歩道がない又は途切れている | 2. 歩道の幅が狭い |
| 3. 段差があるなど路面が悪い | 4. 勾配がきつい |
| 5. 信号がない | 6. 車の往来が多い |
| 7. 案内標示がない又はわかりにくい | 8. 誘導ブロックが連続していない |
| 9. 電柱や標識が移動の支障になっている | 10. 看板や自転車等が移動の支障になっている |
| 11. 不法駐車が移動の支障になっている | 12. 信号に音声誘導がない |
| 13. その他（ | ） |

問8 問4で「8. 千代川駅前バス停」又は「9. 国道千代川バス停」をお答えの人におたずねします。バス停へのアクセスや乗り降りのしやすさについて、あてはまるものをそれぞれ1つずつ選び番号に○印をつけてください。

(バス停へのアクセス)

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 利用しやすい | 2. どちらかといえば利用しやすい |
| 3. どちらかといえば利用しにくい | 4. 利用しにくい |
| 5. わからない | |

(バスの乗り降り)

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 利用しやすい | 2. どちらかといえば利用しやすい |
| 3. どちらかといえば利用しにくい | 4. 利用しにくい |
| 5. わからない | |

■ JR 千代川駅についておたずねします。

問9 あなたや同居のご家族にとって、駅舎やホームは利用しやすいですか。あてはまるものを1つ選び番号に○印をつけてください。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 利用しやすい | 2. どちらかといえば利用しやすい |
| 3. どちらかといえば利用しにくい | 4. 利用しにくい |
| 5. 利用していない | |

問10 JR 千代川駅を利用するときに困ることはありますか。あてはまるものを1つ選び番号に○印をつけてください。

- | | | |
|-------|---------------|------------------|
| 1. ある | 2. ない (⇒問12へ) | 3. わからない (⇒問12へ) |
|-------|---------------|------------------|

問11 問10で「1. ある」をお答えの人におたずねします。具体的にどのようなことが困りますか。あてはまるものをそれぞれすべて選び番号に○印をつけてください。

(駅全体について)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 入口がわかりにくい | 2. 乗り場がわかりにくい |
| 3. 券売機が使いにくい | 4. 改札が使いにくい |
| 5. 誘導ブロックが連続していない | 6. 施設・設備の場所がわかりにくい |

■ 用語解説

【い】

○ 移動円滑化基準

交通バリアフリー法施行に伴い主務政省令で定められた、旅客施設、車両、道路、信号機などに関するバリアフリー化の技術基準。

○ インターロッキング舗装

コンクリートブロックの側面の凹凸によってブロック同士が噛み合った状態で敷き詰められた舗装。景観性にも優れ、広場や歩道などの舗装に用いられる。

【く】

○ グレーチング

側溝などの転落防止用の蓋。金属製で、雨水などが側溝に流れ込むようにした金網状の蓋。

【し】

○ 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。線状ブロックと点状ブロックがある。

【た】

○ 多機能トイレ

高齢の人や障害のある人等の利用に配慮し、手すりや緊急連絡ボタンが設置されたものや、車いすでも使用できる広さをもったもの、乳児のオムツ替えのためのスペースをもったものなど、各種の利用を想定されたトイレ。

【て】

○ 低床バス

床面の地上面からの高さが65cm以下(通常は90cm程度)であって、スロープ板及び車いすスペースを1以上、乗降口と車いすスペースとの間の通路の有効幅は80cm以上であることなどの移動円滑化基準で規定されている設備が備えられているバス等のこと。

【と】

○ 特定事業

バリアフリー新法に基づく、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業をいい、基本構想に即した特定事業計画を各事業主体が作成し、「移動円滑化基準」に適合させて、原則として目標年次(平成32年)までに事業を完了させなければならないことになっている。

○ 特定旅客施設

1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上であること、または相当数の高齢者、身体障害者等の利用が見込まれることなどの要件に該当する旅客施設。

【の】

○ ノーマライゼーション

「障害のある人の生活状態が、障害のない人の生活状態と同じであることは、障害者の権利である。障害者は、可能な限り同じ条件のもとに置かれるべきであり、そのような状況を実現するための生活条件の改善が必要である」とする考え方。

【ひ】

○ ピクトグラム

文字に代わって事物や概念を伝えるために作られる図形（絵文字、絵ことば）の総称。これまで多種多様に使用されてきたが、国土交通省が標準化を推進しており、平成14年に104項目がJIS（日本工業規格）化されている。

【ふ】

○ フラット型歩道

歩道等面と車道等面の高さが同一で、縁石により歩道と車道を分離する歩道構造。連続した平坦性が確保できるが、視覚障害者にとって歩車道境界が認識しづらいことや、路面排水が車道から歩道に流入する欠点がある。

【ほ】

○ ポケットパーク

わずかなスペースを利用して都市環境を改善しようとする小規模な公園で、都心部のビルの一角や密集した住宅市街地の中に設けられるもの。都市景観の向上や都市アメニティ（快適さ、心地よさ）の創出のための重要な要素となる。

【ま】

○ マウンドアップ型歩道

歩道等面と縁石天端の高さが同一である歩道構造。明確な歩車道境界の分離が可能であるが、車両乗入れ部や横断歩道接続部等ですり付けが必要となるため、連続した平坦性が確保出来ないという欠点がある。

亀岡市バリアフリー基本構想（千代川駅周辺地区）

発行 平成25年 3 月
亀岡市 政策推進室 政策推進課
〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神 8 番地
TEL 0771-22-3131(代表) FAX 0771-23-5000
URL <http://www.city.kameoka.kyoto.jp>
E-mail : seisaku-suisin@city.kameoka.kyoto.jp



亀岡市
バリアフリー
基本構想

